

## 参議院選挙制度改革についての考え方

自由民主党

- 参議院が多様な民意を反映する上で、全国を区域とする比例代表と都道府県を基本とする選挙区の二本柱は、維持されるべきである。
- 人口減少と一極集中の深刻化、極端な過疎と過密、人口偏在の中で、選挙制度において人口比例原則が強化されてきた結果、政治へのアクセスの面での地域間格差等の様々な問題が顕在化している。  
参議院の在り方を考える上では、政治的・社会的に重要な意味を持つ都道府県という広域的自治体で、住民の意思を集約し、地域の民意を国政に適切に反映させることが重要である。  
投票価値の平等との調整を図りつつ、地方から弊害も指摘されている合区の解消が可能となるよう、憲法改正による対応が必要と考えている。
- 以上の考え方の下で、
  - ・投票価値の平等と地域の民意の適切な反映との調和を図るとともに、各都道府県から、改選期ごとに少なくとも1人の参議院議員を選出できるよう、憲法47条に所要の改正を行う。
  - ・基礎的な地方公共団体と広域の地方公共団体について分権型社会の推進も念頭に置きつつ明記するよう、憲法92条に所要の改正を行う。という以上二点の憲法改正を目指す。
- 議員定数に関しては、現在、参議院改革協議会において参議院独自の在り方、衆議院と異なる役割などを議論し、改革の方向にあることも踏まえ、必要かつ合理的な議員定数を考えていくべきである。
- 専門委員会が出された意見の中で、連記制については、大都市部での不公平感・不平等感を緩和するとともに少数政党にも配慮できる制限連記制の導入、奇数配当についても3年ごとに定数1ずつとなる選挙区を確保した上で他の選挙区では奇数区の導入もやむなしとする考え方、なども検討しうると考えられる。いずれにしても、平成31年に行われる参議院議員選挙に向けた抜本的な見直しのために、しかるべき周知期間も考慮しながら、新たな選挙制度を確立すべく対応を講ずる必要がある。

## 11ブロック大選挙区制の場合の議席配分試算(総人口)

11ブロック(衆議院比例代表選挙のブロック)

ブロック名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬、埼玉
南関東	千葉、神奈川、山梨
東京都	東京
北陸信越	新潟、富山、石川、福井、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

ブロック	平成27年 国勢調査人口 (総人口) 確定値	配当基数	配当議員数	較差
近畿	20,725,433	39.463	40	1.078
南関東	16,183,810	30.815	30	1.122
東海	15,031,201	28.621	28	1.117
九州	14,449,895	27.514	28	1.074
北関東	14,130,880	26.906	26	1.131
東京都	13,515,271	25.734	26	1.081
東北	8,982,807	17.104	18	1.038
中国	7,438,037	14.163	14	1.105
北陸信越	7,410,144	14.110	14	1.101
北海道	5,381,733	10.247	10	1.120
四国	3,845,534	7.322	8	1.000
合計	127,094,745		242	

(注) 配当基数とは、総定数を各ブロックの人口に応じ按分するためのものであり、次の算式により求められる。

$$\text{配当基数} = \text{当該ブロックの人口} \div (\text{総人口} \div \text{総定数})$$

※最大剰余法により配当議員数を決定

平成 30 年 4 月 13 日

## 参議院選挙制度について

日本維新の会

参議院選挙制度について、以下のとおり提案する。

### 記

1. 日本維新の会は、憲法改正を前提とする「統治機構改革」に基づいた選挙制度改革、及び将来的な一院制の導入が必要と考える。
2. 現行制度を前提とする場合は、経過的措置として、従来の「比例代表制」、「11ブロック大選挙区制」とする。
3. 議員定数を 1 割（比例代表 10、ブロック選挙区 14、合計 24）削減し、242 人→218 人に、選挙区を 146 人→132 人、比例代表を 96 人→86 人とする。  
なお、ブロック間の 1 票の最大格差は 1.151 倍となる。  
ブロック選挙区の議員定数配分は別紙のとおりとする。

以上

## ブロックで定数14削減

ブロック制を採用した場合の配当議員数・格差（11ブロック・定数132）

### 11ブロック（衆議院比例代表選挙のブロック）

ブロック名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬、埼玉
南関東	千葉、神奈川、山梨
東京都	東京
北陸信越	新潟、富山、石川、福井、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

ブロック	平成27年 国勢調査人口	配当基数	配当議員数	格差
近畿	20,725,433	10,762,668.26	22	1.050
南関東	16,183,810	8,404,214.195	16	1.128
東海	15,031,201	7,805,667.071	16	1.047
九州	14,449,895	7,503,796.243	14	1.151
北関東	14,130,880	7,338,132.509	14	1.125
東京	13,515,271	7,018,448.214	14	1.076
東北	8,982,807	4,664,750.395	10	1.001
北陸信越	7,410,144	3,848,070.225	8	1.033
中国	7,438,037	3,862,554.994	8	1.037
北海道	5,381,733	2,794,721.198	6	1.000
四国	3,845,534	1,996,976.696	4	1.072
合計	127,094,745	66	132	

（注）配当基数とは、総定数を各ブロックの人口に応じ按分するためのものであり、次の算式により求められる。

配当基数＝当該ブロックの人口÷（総人口÷定数）

2018年4月13日

## 参議院選挙制度改革に関する意見(要旨)

社会民主党

### 【今回の選挙制度改革の主眼】

最高裁は、2010年並びに2013年に実施された参議院通常選挙の選挙区選挙における一票の較差について、いずれも「違憲状態」と判断した。これを重く受け止め、2015年8月に公職選挙法の一部が改正されたが、その附則第7条では「平成31年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、…選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする」と定めた。したがって今回の制度改革の主眼は、「一票の較差是正」を中心とする改革の結論を得ることであろう。

### 【社会民主党の改革案の要点】

#### (1) 比例代表と選挙区の現行二本立て制度は維持する

選挙制度は、「投票価値の平等」と共に「国民の意思の適正な議席反映」が求められる。その観点から、理論的には全国単一の比例代表選挙が望ましいが、長年にわたり地域代表を選ぶ選挙区選挙と職能代表を選ぶ全国単一の比例代表選挙の二本立てが定着している下で、比例代表への一本化は、それが全国単一であれ広域ブロックであれ、現実的には国民の理解を得がたいと思われる。したがって、現行の二本立て制度を維持した上で「一票の較差是正」を図る必要があると考える。

#### (2) 「違憲状態」解消には定数増は避けられない

選挙区の現行定数の半数である73議席で「一票の較差是正」や「2 県合区解消」を図ることには無理があり、一定の定数増は避けられないと考える。その場合、最高裁からの「一票の較差是正」の強い要請や、OECD など先進諸国の中で日本が最も議員定数が少ないこと等を周知し理解を求める必要がある。なお、比例定数の一部を選挙区に移すことは、上記(1)の趣旨から認められない。現行の比例代表2:選挙区3の割合(96:146)は維持すべきである。

#### (3) 定数増が無理であれば選挙区の範囲を拡大する

最高裁は、一票の較差是正のためには「単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど」の「現行の選挙制度の仕組み自体の見直し」に言及している(2014年11月26日判決)。定数増が無理だとすれば、選挙区の単位を従来の都道府県単位から全国 11 ブロック単位(衆議院の比例区との混乱を避けるため)に広げ、定数配分は人口及び都道府県数を最大限尊重して2倍未満に改正する努力を行うべきだと考える。

※ 憲法 43 条: 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

平成 30 年 4 月 13 日

選挙制度改革に対する意見

無所属クラブ

1. 都道府県単位の選挙区選出及び全国区の比例選出からなるこれまでの参議院議員通常選挙を踏襲すること
2. 都道府県単位の選挙区については、都道府県の合区を解消すること
3. 定数の割当を 6 年で見たとときに奇数にできるようにすること
4. 参議院議員の定数は維持すること

以上

# 参議院改革協議会選挙制度専門委員会に対する会派意見

2018年4月13日

会派「沖縄の風」 代表 系数慶子

## 1. 選挙制度の枠組みについて

### (1) 総論

「沖縄の風」としては、投票価値の平等を追求するに当たり、大枠、「選挙区及び比例代表の二本立てを前提」とすべきと考える。

### (2) 考え方

その上で、①選挙区については都道府県単位を基本とすべき、②比例代表については多様性の保障の観点からブロックではなく全国比例とすべき、③同様に多様性の保障の観点から比例定数の削減には反対、④当委員会が投票価値の平等／一票の格差是正を目的とするのであれば議員定数については増員もやむなし、と考える。

## 2. 共通の論点について

### (1) 選挙区選挙について

都道府県の代表者を選挙するという合区解消の目的からは、奇数配当で全都道府県に最低1以上の定数を割り振る制度改正も否定しない。この場合、一部の都道府県選挙区選挙では6年ごととなるとはいえ、都道府県の代表者を選挙するという従来からの基本的な参議院選挙区選挙の性格は維持される。

## (2) ブロックの在り方について

合区の問題点が様々に指摘される中、合区の改善が1つのきっかけとなって選挙制度改革が論じられていることを考えると、規模を拡大した合区とも理解できるブロック制には否定的にならざるを得ない。

選挙制度が主権者と代表との関係を規定する以上、主権者の集団に一定の歴史的文化的な共通項が存在することが望まれる。明治政府による廃藩置県以降、現在まで、都道府県が歴史的文化的なまとまりとして存在してきたことは無視し得ない。特に沖縄県は、明治政府による琉球処分、「廃琉置県」以降も固有の歴史的文化的な地域性を維持している。こうした状況は他県でも同様と考えられる。

全国的な人口減少傾向にあって、特定の地域、人口が少なくなった都道府県から代表者が輩出されないというのは、都道府県間の格差を更に拡大するものであって、国民全体の平等権保障、基本的人権の尊重に反するとの疑念もぬぐえない。

よって、選挙区については都道府県単位を基本とすべきと結論した。

## (2) 議員定数について

司法の判断は投票価値の平等／一票の格差是正のみであり、その他の問題には憲法判断が及んでいないことは改めて確認すべき。

投票価値の平等を追求するための手段としては、先進諸国と比較しても少数の、現在の我が国の議員定数を増員する議論についても排除すべきではない。確かに財政逼迫のおり、国民の理解を得る努力を真摯に尽くす必要はあるが、投票価値の平等を追求するうえでは「民主主義のコスト」ではないか。

以 上

(2) 専門委員会に配付された参考資料等

- 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会経過概要
- 専門委員会における協議テーマ
- 専門委員会における各委員の協議を通じた議論の整理
- 参議院定数訴訟最高裁判決の概要（平成26年判決及び29年判決の対比）
- 投票価値の平等について示した最高裁判決の抜粋（平成29年12月1日配付資料）
- 投票機会の平等について示した最高裁判決の抜粋（平成29年12月1日配付資料）
- 参議院議員選挙制度の変遷（平成29年12月8日配付資料）
- 参議院議員の選挙制度及び定数の沿革（平成29年12月8日配付資料）
- 合区を解消した上で較差を3.08倍以下とする場合の定数試算に関する資料（平成30年4月27日配付資料）

## 参議院改革協議会 選挙制度に関する専門委員会 経過概要

	開会日	概要
1	H29.5.12 (金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専門委員長挨拶</li> <li>2. 本専門委員会の運営について</li> <li>3. 参議院選挙制度改革の経緯について 総務委員会調査室長が説明を行った後、各専門委員が質疑を行った。</li> <li>4. 今後の進め方について 事務局において選挙制度協議会における議論の概要についてまとめることとし、今後、平成28年参議院議員通常選挙を踏まえた有識者及び地方公共団体関係者からの意見聴取を行う。</li> <li>5. 次回の専門委員会</li> </ol>
2	H29.6.2 (金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成28年参議院定数訴訟に係る高裁判決の概要について 総務委員会調査室長が説明を行った後、各専門委員が質疑を行った。</li> <li>2. 今後の進め方について 有識者及び地方公共団体関係者から意見を聴取することとする。</li> <li>3. 次回の専門委員会</li> </ol>
3	H29.7.7 (金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 参議院選挙制度改革について 平成28年参議院議員通常選挙に対する評価について、飯泉嘉門君（徳島県知事、全国知事会総合戦略・政権評価特別委員会委員長）が意見を述べた後、各専門委員が質疑を行った。</li> <li>2. 今後の進め方について</li> </ol>
4	H29.7.26 (水)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 参議院選挙制度改革について 平成28年参議院議員通常選挙に対する評価について、新井誠君（広島大学大学院法務研究科教授）及び加藤秀治郎君（東洋大学名誉教授）が意見を述べた後、各専門委員が質疑を行った。</li> <li>2. 今後の進め方について</li> </ol>
5	H29.8.31 (木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 参議院選挙制度改革について 平成28年参議院議員通常選挙に対する評価について、棟居快行君（専修大学法科大学院教授）及び只野雅人君（一橋大学大学院法学研究科教授）が意見を述べた後、各専門委員が質疑を行った。</li> <li>2. 今後の進め方について</li> </ol>
6	H29.9.11 (月)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 参議院選挙制度改革について 平成28年参議院議員通常選挙に対する評価について、浅野善治君（大東文化大学大学院法務研究科教授・副学長）及び伊藤真君（伊藤塾塾長、弁護士）が意見を述べた後、各専門委員が質疑を行った。</li> <li>2. 今後の進め方について 国会開会中に本専門委員会を行う場合は、基本的に金曜日に開会する。</li> </ol>
7	H29.10.6 (金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成28年参議院定数訴訟に係る最高裁判決の概要について 総務委員会調査室長が説明を行った後、各専門委員が質疑を行った。</li> <li>2. 今後の進め方について これまで専門委員会で述べられた参考人及び専門委員の意見を踏まえ、論点を整理した上で、それを踏まえて更に協議を進めることとする。</li> </ol>
8	H29.11.9 (木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今後の進め方について これまでの参考人質疑等における意見に基づき考え得る論点について専門委員長が説明した後、これを参考に、今後の進め方について各専門委員が意見を述べた。</li> <li>2. 次回の専門委員会</li> </ol>
9	H29.11.17 (金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 参議院選挙制度改革に対する考え方について 各専門委員が意見の交換を行った。</li> <li>2. 今後の進め方について 一部専門委員から提起のあった「参議院の在り方」の議論については、参議院改革協議会の行方を見ることとし、本専門委員会では、参議院改革協議会から委嘱された選挙制度改革について議論を進める。</li> <li>3. 次回以降の専門委員会</li> </ol>

	開会日	概要
10	H29.12.1 (金)	<p>1. 参議院選挙制度の改革について（一票の較差） 一票の較差はどの程度まで許容されるのか、投票価値の平等に一定の譲歩を求め得る合理的な立法政策としては、どのようなものがあるのかといった点を中心に、各専門委員が協議を行った。</p> <p>2. 今後の進め方について 今後の専門委員会における協議テーマを、「選挙制度の枠組みとそれに基づく議員定数の在り方」及び「都道府県単位を基本とする選挙区の枠組み」とし、次回、次々回の専門委員会で協議する。</p> <p>3. 次回以降の専門委員会</p>
11	H29.12.8 (金)	<p>1. 参議院選挙制度の改革について（選挙制度の枠組みとそれに基づく議員定数の在り方） 選挙区及び比例代表の二本立ての制度を前提とした場合に現行の比例代表制度、選挙区の単位、選挙区と比例代表間の定数の割合、議員定数をどのように考えるか、選挙区及び比例代表の二本立ての制度を前提としない場合にブロック選挙区を採用するならばその単位及び衆議院のブロック数との関係をどのように考えるか、また、議員定数をどのように考えるかといった点を中心に、各専門委員が協議を行った。</p> <p>2. 次回の専門委員会</p>
12	H29.12.19 (火)	<p>1. 参議院選挙制度の改革について（都道府県単位を基本とする選挙区の枠組み） 3年ごとの通常選挙が同じ選挙制度となる仕組みとした場合に合区、全ての都道府県から少なくとも1名の議員を選出すること、分区の導入、連記制の導入についてどのように考えるか、3年ごとの通常選挙が異なる選挙制度となり得る仕組みとした場合に選挙区・比例代表交互実施案、奇数配当区の導入についてどのように考えるかといった点を中心に、各専門委員が協議を行った。</p> <p>2. 今後の進め方について 専門委員長から、これまでの協議を踏まえた論点整理として「専門委員会における各委員の協議を通じた議論の整理（案）」を提示するとともに今後の進め方について提案し、各会派が持ち帰り検討の上、改めて協議する。</p> <p>3. 次回の専門委員会</p>
13	H30.1.25 (木)	<p>1. 参議院選挙制度の改革について 専門委員会における各委員の協議を通じた議論の整理を行った。</p> <p>2. 今後の進め方について 今後の協議は、まずは選挙区及び比例代表の二本立てによる枠組みを基本として進め、その上で、選挙区と比例代表の二本立てによらない枠組みについても検討を行うこととなった。</p> <p>3. 次回の専門委員会</p>
14	H30.2.2 (金)	<p>1. 参議院選挙制度の改革について（選挙区及び比例代表の二本立てとする場合の選挙区選挙の仕組み） 連記制、奇数配当区、ブロック選挙区その他選挙区及び比例代表の二本立てとする場合の選挙制度の在り方全般について各専門委員が協議を行った。</p> <p>2. 今後の進め方について 本日の議論を踏まえ、これまでの議論を改めて整理した上で、更に協議を行うこととなった。</p> <p>3. 次回の専門委員会</p>
15	H30.2.16 (金)	<p>1. 参議院選挙制度の改革について 前回の議論を踏まえ、議論の整理を改めて行った後、選挙区及び比例代表の二本立てとしない場合を含めた選挙制度の在り方全般について各専門委員が協議を行った。</p> <p>2. 今後の進め方について これまでの専門委員会における議論を持ち帰り、各会派において意見集約を行った上で、選挙制度改革の具体的な方向性について協議を行うこととなった。</p> <p>3. 次回の専門委員会</p>

	開会日	概要
16	H30.4.13 (金)	<p>1. 参議院選挙制度改革について（選挙制度改革の具体的な方向性） 各会派から意見集約の結果について聴取した後、意見の交換を行った。</p> <p>2. 今後の進め方について 委員長において、各会派の発言内容を精査し、改めて議論の整理を行う必要があるか検討する。次回の専門委員会では、必要に応じて議論の整理の内容を確認するとともに、各会派の考え方やそれに対する意見に対し更に意見の交換を行うこととなった。</p> <p>3. 次回以降の専門委員会</p>
17	H30.4.27 (金)	<p>1. 参議院選挙制度改革について（選挙制度改革の具体的な方向性） 前回の議論を踏まえ、議論の整理を改めて行い、合区解消した上で較差3.08倍以下とする場合の定数の試算結果について総務委員会調査室長が説明を行った後、意見の交換を行った。</p> <p>2. 今後の進め方について 報告書を取りまとめ、参議院改革協議会に報告することを協議決定し、報告書の作成は委員長に一任した。</p>

## 専門委員会における協議テーマ

### I. 一票の較差 【12月1日(金)協議】

- ・一票の較差はどの程度まで許容されるか。
- ・投票価値の平等に一定の譲歩を求め得る合理的な立法政策としては、どのようなものがあるか。

### II. 選挙制度の枠組みとそれに基づく議員定数の在り方について 【12月8日(金)協議】

#### (1) 選挙区及び比例代表の二本立てを前提とする場合

##### ① 比例代表

- ・現行の比例代表制度をどのように考えるか。

##### ② 選挙区

- ・選挙区の単位をどのように考えるか。

##### ③ 議員定数

- ・選挙区と比例代表間の定数の割合をどのように考えるか。
- ・議員定数についてどのように考えるか。

#### (2) 選挙区及び比例代表の二本立てを前提としない場合

##### ① 考えられる枠組み

- ・総議員について「ブロック選挙区における大選挙区制（個人名投票）」と「ブロック選挙区における非拘束名簿式比例代表制」とする制度以外の枠組みが考え得るか。
- ・ブロック選挙区の場合、ブロックの単位についてどのように考えるか。また、衆議院比例代表の11ブロックとそろえる必要があるか。

##### ② 議員定数

- ・議員定数についてどのように考えるか。

### III. 都道府県単位を基本とする選挙区の枠組みについて 【12月19日(火)協議】

#### (1) 表裏が同じ制度

- ・合区についてどのように考えるか。
- ・全ての都道府県から少なくとも1名の議員を選出することについてどのように考えるか。
- ・分区の導入についてどのように考えるか。
- ・連記制の導入についてどのように考えるか。

#### (2) 表裏が異なり得る制度

- ・選挙区・比例代表交互実施案についてどのように考えるか。
- ・奇数配当区の導入についてどのように考えるか。

## IV. 選挙区及び比例代表の二本立てとする場合の選挙区選挙の仕組みについて

【2月2日(金)協議】

### 1. 全ての都道府県から少なくとも1名の議員が選出される都道府県選挙区

#### (1) 偶数配当区のみとする仕組み

##### ① 各都道府県選挙区への定数配分方法について

- ・人口に比例して配分する以外の方法があるか。
- ・全ての選挙区に同数の定数を配分することについてどのように考えるか。

##### ② 連記制について

- ・連記制を導入する場合、具体的にはどのような仕組みとするべきか。

#### (2) 奇数配当区を導入する仕組み

- ・奇数配当区を導入する場合、以下のいずれの仕組みとすることが妥当と考えられるか。

(ア) 全選挙区において3年ごとに選挙を行う仕組み

(イ) 全選挙区において6年ごとに選挙を行う仕組み

(ウ) 定数1の選挙区のみ6年ごとに選挙を行う仕組み

#### 【上記各仕組みのイメージ】

(ア)

- ・各選挙区の定数は最低2名かつ奇数配当を含む
- ・全選挙区3年ごとに選挙

	改選定数	
	平成〇年 通常選挙	3年後の 通常選挙
A県	4	4
B県	4	3
⋮	⋮	⋮
C県	1	2
⋮	⋮	⋮
D県	1	1
計	73	73

(イ)

- ・各選挙区の定数は最低1名かつ奇数配当を含む
- ・全選挙区6年ごとに選挙

	改選定数	
	平成〇年 通常選挙	3年後の 通常選挙
A県	9	—
B県	—	7
⋮	⋮	⋮
C県	—	3
⋮	⋮	⋮
D県	1	—
計	73	73

(ウ)

- ・各選挙区の定数は最低1名かつ奇数配当を含む
- ・定数1の選挙区のみ6年ごとに選挙

	改選定数	
	平成〇年 通常選挙	3年後の 通常選挙
A県	5	4
B県	3	4
⋮	⋮	⋮
C県	2	1
⋮	⋮	⋮
D県	—	1
計	73	73

### 2. 一部合区を含む都道府県選挙区

#### ○ 合区の数について

- ・現行の4県2合区から合区対象都道府県を増加させることが考え得るか。

### 3. ブロック選挙区

#### (1) ブロック選挙区の範囲について

- ・ブロックの選挙区の範囲についてどのように考えるか。
- また、衆議院比例代表の11ブロックとそろえる必要があるか。

#### (2) 各ブロックへの定数配分方法について

- ・最大剰余法により行う以外の配分方法があるか。
- ・ブロック域内の都道府県数を考慮する必要があるか。

# 専門委員会における各委員の協議を通じた議論の整理

## 1. 参議院の在り方との関係に関する議論

選挙制度に関する議論は、参議院の在り方に関する議論を踏まえて行うべきとの根強い意見もある一方で、参議院改革協議会において協議が進められていることから、同協議会の行方も見ながら、本専門委員会では、同協議会から委嘱された選挙制度の改革について精力的に議論を進めることとなった。

## 2. 一票の較差に関する議論

### (1) 投票価値の平等に対する視点

投票価値の平等は選挙制度を考える上で最も重要な基準であるとの意見がある一方で、一定の政治的まとまりを有する単位である都道府県の意義や実体、有権者と候補者のアクセスなどの要素も考慮すべきとの意見もあった。

### (2) 一票の較差の許容範囲

一票の較差については更なる是正が必要とする意見のほか、平成28年通常選挙（当日有権者数に基づく最大較差3.08倍）に係る定数訴訟について最高裁が合憲と判断したことを踏まえるべきとの意見もあった。

### (3) その他の視点

「投票価値の平等」が累次の最高裁判決で「議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等」と説明されていることを踏まえ、その意味を再考すべきとの意見があった。

## 3. 選挙制度の枠組みに関する議論

### (1) 選挙区及び比例代表の二本立てとする場合

- ・ 比例代表については、ブロック単位とするとの意見はなく、現行のような全国を区域とする比例代表の制度とすることについて特段の異論は挙げられなかった。
- ・ 選挙区選挙については、以下の考え方が挙げられた。

#### ① 全ての都道府県から少なくとも1名の議員が選出される都道府県選挙区

定数配分については、各都道府県選挙区に最低2名の定数を偶数配当とする方法の他に、奇数配当区の導入に関する意見があった。

#### (i) 偶数配当とする方法

参議院創設以来の定数配分の考え方にに基づき偶数配当・人口比例を基本として配分する仕組みの他に、全ての選挙区に同数の定数を配分する案と、連記制に関連する仕組みを導入する案として制限連記制と累積投票制の2案があった。

#### ※制限連記制、累積投票制について

連記制は、有権者が複数名の候補者に投票することを可能とする仕組みであり、改選定数と同数の候補者に投票できる「完全連記制」と、改選定数未満の定められた数の候補者に投票できる「制限連記制」の2種類があるが、いずれも異なる候補者名を連記することとなる。これに対し「累積投票制」は、同一候補者名の連記が可能とされている。

(ii) 奇数配当を可能とする方法

(ア) 各選挙区の定数は最低2名とし、全選挙区3年ごとに選挙を行う仕組み

(イ) 各選挙区の定数は最低1名とし、全選挙区6年ごとに選挙を行う仕組み

(ウ) 各選挙区の定数は最低1名とし、定数1の選挙区のみ6年ごとに選挙を行う仕組み

の3案があった。

※奇数配当区のイメージ

(ア)

- 各選挙区の定数は最低2名かつ奇数配当を含む
- 全選挙区3年ごとに選挙

	改選定数	
	平成〇年 通常選挙	3年後の 通常選挙
A県	4	4
B県	4	3
⋮	⋮	⋮
C県	1	2
⋮	⋮	⋮
D県	1	1
計	73	73

(イ)

- 各選挙区の定数は最低1名かつ奇数配当を含む
- 全選挙区6年ごとに選挙

	改選定数	
	平成〇年 通常選挙	3年後の 通常選挙
A県	9	—
B県	—	7
⋮	⋮	⋮
C県	—	3
⋮	⋮	⋮
D県	1	—
計	73	73

(ウ)

- 各選挙区の定数は最低1名かつ奇数配当を含む
- 定数1の選挙区のみ6年ごとに選挙

	改選定数	
	平成〇年 通常選挙	3年後の 通常選挙
A県	5	4
B県	3	4
⋮	⋮	⋮
C県	2	1
⋮	⋮	⋮
D県	—	1
計	73	73

② 一部合区を含む都道府県選挙区

他に方策がなければ合区もやむを得ないとの意見はあったが、2県合区の対象都道府県を増加させることには否定的な意見が多かった。

③ ブロック選挙区

定数配分については、人口に比例して配分する方法と、都道府県数を考慮して配分する方法の2案があった。

(2) 選挙区及び比例代表の二本立てとしない場合

選挙制度の枠組みとして挙げられたのは、総議員についてブロック選挙区において選挙を行う仕組みのみであった。

その場合における投票方法については、大選挙区制（個人名投票）と非拘束名簿式比例代表制の2案があった。

(3) ブロック選挙区の範囲

ブロック選挙区を採用する場合、その範囲については、衆議院比例代表と同じ11ブロックとするとの意見がある一方、衆議院とは異なるブロックにすることも考え得るとの意見もあった。

4. 議員定数の在り方に関する議論

現行定数を基本とする、定数削減を行う、状況によっては定数増加の議論も排除すべきでないとの意見のほか、参議院の在り方なども踏まえ総合的に判断すべきとの意見もあった。

また、選挙区と比例代表の二本立てとする場合の定数については、比例代表から選挙区へ移譲することに否定的な意見と、その割合の見直しも含めた検討も必要であるとの意見があった。

参議院定数訴訟最高裁判決の概要（平成26年判決及び29年判決の対比）

<p>平成29年判決（平成28年通常選挙） （合憲）</p> <p>多数意見を構成する裁判官：11名 意見：2名（違憲状態・合憲） 反対意見：2名 （うち違憲事情1名、違憲無効1名）</p>	<p>平成26年判決（平成25年通常選挙） （違憲状態・合憲）</p> <p>多数意見を構成する裁判官：11名 （補足意見：6名（2件）） 反対意見：4名 （うち違憲事情3名、違憲無効1名）</p>
---	---

○判決理由骨子（平成26年判決及び29年判決）

平成29年判決（平成28年通常選挙） （合憲）	平成26年判決（平成25年通常選挙） （違憲状態・合憲）
<p><u>憲法は投票価値の平等を要求していると解されるが、参議院議員につき政治的まとまりを有する単位である都道府県の意義、実体等の要素を踏まえて選挙制度を構築することは、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。平成24年、26年の各大法廷判決も、都道府県を各選挙区の単位として固定することが投票価値の大きな不平等状態を長期にわたって継続させてきた要因であるとみたものであり、各選挙区の区域を定めるに当たって都道府県という単位を用いること自体を不合理なものとして許されないとしたのではない。</u></p> <p>平成28年7月10日施行の参議院議員通常選挙当時の公職選挙法14条、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定は、各選挙区の区域を定めるに当たって都道府県という単位を用いることを残しているが、上記規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、①平成27年法律第60号による公職選挙法の改正により、一部の選挙区を合区して、数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の人口の最大較差が2.97倍（選挙当時の選挙人数の最大較差は3.08倍）にまで縮小し、上記の<u>各大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正が図られたこと</u>、②上記改正法の附則において、次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨が定められていることにより、<u>較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び上記のような大きな較差を生じさせることのないよう配慮されていることからすると、これをもって違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、上記規定が憲法に違反するに至っていたという</u>ことはできない。</p>	<p>平成25年7月21日施行の参議院議員通常選挙当時、公職選挙法14条、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下における選挙区間の投票価値の不均衡は、平成24年法律第94号による改正後も<u>違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったが、上記選挙までの間に更に上記規定の改正がされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、上記規定が憲法に違反するに至っていた</u>ということとはできない。</p> <p>参議院議員の選挙制度における投票価値の平等の要請や国政の運営における参議院の役割等に照らせば、従来の改正のように単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、<u>都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲の問題が生ずる上記の不平等状態が解消される必要がある</u>というべきである。</p>

○多数意見要旨（平成26年判決及び29年判決）

平成29年判決（平成28年通常選挙） （合憲）	平成26年判決（平成25年通常選挙） （違憲状態・合憲）
<p>1 憲法は、投票価値の平等を要求していると解されるが、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。</p> <p>昭和22年の参議院議員選挙法及び同25年の公職選挙法の制定当時、参議院議員について、全国選出議員については全国の区域を通じて選挙するものとし、地方選出議員については都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを定めたことが、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということとはできない。しかしながら、人口変動の結果、上記の仕組みの下で投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。</p> <p>2 憲法が、二院制の下で、参議院議員につき任期を6年の長期とし、解散もなく、選挙は3年ごとにその半数について行うことを定めている趣旨は、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、<u>二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかん反映させていくかという点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられていると解すべきである。</u></p> <p>3 投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、<u>ま</u></p>	<p>1 憲法は、投票価値の平等を要求していると解される一方で、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。</p> <p>昭和22年の参議院議員選挙法及び同25年の公職選挙法の制定当時、参議院議員について、全国選出議員については全国の区域を通じて選挙するものとし、地方選出議員については都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを定めたことが、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということとはできない。しかしながら、人口変動の結果、上記の仕組みの下で選挙区間の投票価値の著しい不平等状態が生じ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。</p> <p>2 (1)ア 憲法が、二院制の下で、参議院議員につき任期を6年の長期とし、解散もなく、選挙は3年ごとにその半数について行うことを定めている趣旨は、これらによって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、国会の合理的な裁量に委ねられていると解すべきところであるが、<u>その合理性を検討するに当たっては、参議院議員の選挙制度が設けられてから60年余にわたる制度及び社会状況の変化を考慮することが必要である。</u></p>

た、憲法が、国会の構成について二院制を採用し、衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨に鑑みれば、二院制の下での参議院の在り方や役割を踏まえ、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとすることも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものと考えられる。そして、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。

平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決は、上記のような選挙制度の構築についての国会の裁量権行使の合理性を判断するに当たって、長年にわたる制度及び社会状況の変化を考慮すべき必要性を指摘した上で、昭和58年大法廷判決が長期にわたる投票価値の大きな較差の継続を許容し得る根拠として挙げていた諸点につき、数十年間にもわたり5倍前後の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっている旨を指摘するとともに、都道府県を各選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を各選挙区の単位として固定する結果、上記のように長期にわたり大きな較差が継続していた状況の下では、上記の都道府県の意義や実体等をもって上記の選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りなくなっていたとした。しかし、この判断は、都道府県を各選挙区の単位として固定することが投票価値の大きな不平等状態を長期にわたって継続させてきた要因であるとみたことによるものにほかならず、各選挙区の区域を定めるに当たり、都道府県という単位を用いること自体を不合理なものとして許されないとしたものではない。

もとより、参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難く、参議院についても更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められるものの、上記のような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院議員の選挙における投票価値の平等は、憲法上3年ごとに議員の半数を改

参議院議員と衆議院議員の各選挙制度の変遷を対比してみると、両議院とも、政党に重きを置いた選挙制度を旨とする改正が行われ、選挙区選挙と比例代表選挙との組合せという類似した選出方法が採られており、その結果として同質的な選挙制度となってきたこと、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に国政の運営における参議院の役割がこれまでも増して大きくなってきていることに加えて、衆議院については選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められていることにも照らすと、参議院についても、二院制に係る上記の憲法の趣旨との調和の下に、更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められるところである。

参議院においては、この間の人口変動により都道府県間の人口較差が著しく拡大したため、半数改選の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に、都道府県を単位として各選挙区の定数を定めるという現行の選挙制度の仕組みの下で、昭和22年の制度発足時には2.62倍であった選挙区間の最大較差がその後拡大し、平成6年以降、5倍前後の較差が維持されたまま推移してきた。

前述のような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。都道府県を各選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して上記のような投票価値の大

選することとされていることなど、議員定数の配分に当たり考慮を要する固有の要素があることを踏まえつつ、二院制に係る上記の憲法の趣旨との調和の下に実現されるべきであることに変わりはないというべきである。

4 本件選挙は、平成26年大法廷判決の言渡し後に成立した平成27年法律第60号（平成27年改正法）による公職選挙法の改正（平成27年改正）後の定数配分規定（本件定数配分規定）の下で施行されたものであるところ、平成27年改正法は、従前の改正のように単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、人口の少ない選挙区について、参議院の創設以来初めての合区を行うことにより、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すことをも内容とするものであり、これによって平成25年選挙当時まで数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の議員1人当たりの人口の最大較差は、平成22年10月実施の国勢調査結果による人口に基づけば2.97倍（本件選挙当時の議員1人当たり選挙人数の最大較差は3.08倍）にまで縮小するに至ったのである。

この改正は、長期間にわたり投票価値の大きな較差が継続する要因となっていた上記の仕組みを見直すべく、人口の少ない一部の選挙区を合区するというこれまでにない手法を導入して行われたものであり、これによって選挙区間の最大較差が上記の程度にまで縮小したのであるから、同改正は、前記の参議院議員選挙の特性を踏まえ、平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものとみることができる。また、平成27年改正法は、その附則において、次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて

きな不平等状態が長期にわたり継続している状況の下では、地方における一つのまとまりを有する行政等の単位としての都道府県の意義や実体等をもって上記の選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りなくなっているといわなければならない。

以上に鑑みると、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を探ることに制約がある中で、半数改選の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に、都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図るという要求に応えていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているものというべきであり、このことは平成17年の参議院の専門委員会の報告書や平成21年大法廷判決において指摘されていたところであって、これらの事情の下では、平成24年大法廷判決の判示するとおり、平成22年の通常選挙当時、当時の定数配分規定の下での前記の較差が示す選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたというほかはない。

イ 上記のとおり平成22年選挙当時の定数配分規定の下での選挙区間の投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあると評価されるに至っており、この状態を解消するためには、一部の選挙区の定数の増減にとどまらず、上記制度の仕組み自体の見直しが必要であるところ、平成24年法律第94号（平成24年改正法）による定数の4増4減の措置は、上記のような選挙制度の仕組みを維持して一部の選挙区の定数を増減するにとどまり、現に選挙区間の最大較差（本件選挙当時4.77倍）については上記改正の前後を通じてなお5倍前後の水準が続いていたのであるから、上記の状態を解消するには足りないものであったといわざるを得ない。したがって、平成24年改正法による上記の措置を経た後も、本件選挙当時に至るまで、同改正後の定数配分規定（本件定数配分規定）の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、平成22年の通常選挙当時と同様に違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものというべきである。

<中略>

(2) イ . . . 平成24年大法廷判決の言渡しから本件選挙までの約9か月の間に、平成28年に施行される通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を附則に定めた平成24年改正法が成立

引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を定めており、これによって、今後における投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び上記のような大きな較差を生じさせることのないよう配慮されているものということができる。

そうすると、平成27年改正は、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを改めて、長年にわたり選挙区間における大きな投票価値の不均衡が継続してきた状態から脱せしめるとともに、更なる較差の是正を指向するものと評価することができる。合区が一部にとどまり、多くの選挙区はなお都道府県を単位としたまま残されているとしても、そのことは上記の判断を左右するものではない。

- 5 以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、平成27年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。

なお、各論旨は、本件選挙が憲法の保障する人口比例選挙に反して無効であること等を主張するが、所論に理由のないことは以上に述べたところから明らかである。

し、参議院の検討機関において、上記附則の定めに従い、同判決の趣旨に沿った方向で選挙制度の仕組みの見直しを内容とする法改正の上記選挙までの成立を目指すなどの検討の方針や工程を示しつつその見直しの検討が行われてきているのであって、前述の司法権と立法権との関係を踏まえ、前記のような考慮すべき諸事情に照らすと、国会における是正の実現に向けた取組が平成24年大法廷判決の趣旨を踏まえた国会の裁量権の行使の在り方として相当なものでなかったということとはできず、本件選挙までの間に更に上記の見直しを内容とする法改正がされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものということとはできない。

- (3) 以上のおりであって、本件選挙当時において、本件定数配分規定の下で、選挙区間における投票価値の不均衡は、平成24年改正法による改正後も前回の平成22年の通常選挙当時と同様に違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものではあるが、本件選挙までの間に更に本件定数配分規定の改正がされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。

国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であることや、国政の運営における参議院の役割等に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、従来の改正のように単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、国会において、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲の問題が生ずる前記の不平等状態が解消される必要があるというべきである。

## ○個別意見要旨（平成29年判決）

### 意見（2名）（違憲状態・合憲）

#### [木内裁判官の意見]

- 1 投票価値の平等は、選挙制度の仕組みの決定における最も重要かつ基本的な基準である。憲法の下で選挙制度をいかなるものとするかは国会が法律によって定めるものであり、国会に立法裁量権が存することは当然であるが、憲法上の価値である投票価値の平等に譲歩を求めることができる事由は、他の憲法上の価値や不可避な技術的な制約などの合理的なものではない。
- 2 これまでの大法廷判決でも、都道府県が選挙区の単位であることが当然とはされておらず、選挙区の単位としての都道府県は、投票価値の平等という憲法上の価値に譲歩を求め得る価値としては相当の後退を余儀なくされている。選挙区が議員を定めるに足りる一つのまとまりを有する単位であることは、選挙区選挙という制度から来る要請ではあるが、そこでいう一つのまとまりを有する単位が当然に都道府県であるということにはならない。
- 3 違憲状態か否か、違憲状態が選挙時までには是正されなかったことが国会の裁量権の範囲内か否かという2段階の憲法判断の枠組みのうち、前者は当該選挙の時点における投票価値の不均衡の状態についてのものであり、後者は、国会の活動の方向性を測るものとして当該選挙の後の国会の動向をも考慮対象とするものである。
- 4 平成27年改正法による本件定数配分規定は、選挙区の単位の全てが都道府県であるという従来の制度を合区によって改めたものであるが、それ自体は、2県を1選挙区とする二つの合区を行い、4県4選挙区を4県2選挙区にしたものにすぎず、平成24年大法廷判決が違憲状態を解消するために必要であるとした都道府県を単位とする仕組みを改める立法的措置が取られたとはいえないものであり、選挙区の単位が都道府県であることはなお維持されている。本件選挙時における3.08倍という最大較差に示される投票価値の不均衡は、従来の選挙時における最大較差より縮小したとはいえ、基本的な選挙区の単位を都道府県とすることを維持した定数配分規定によるものであり、そのままでは更なる拡大が懸念される。平成27年改正法の附則が、較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るとしていることは、同改正法そのものは、なお見直しが必要なものであり、違憲状態を解消するに足りないことを示しているということができる。したがって、本件選挙時における投票価値の不均衡は、平成27年改正を経た後も、違憲状態を脱していないというべきである。
- 5 都道府県を選挙区とする制度を投票価値の平等の実現の要求に応じて抜本的に見直すという課題の実現について、平成27年改正の時点でその一部を行い、平成31年選挙に向けての改正で完成させるという2段階方式で実施するとしたのが、平成27年改正を行った国会の対応である。制度の抜本的な見直しという課題の重さを考えると、本件選挙時までには一部の改正を実現した上で、次の選挙までに選挙制度の抜本的な見直しについて必ず結論を得るとする国会の対応は、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえない。

#### [林裁判官の意見]

- 1 「全国民の代表」を選出するに当たっての一人一票の原則及び投票価値の平等は、民主主義制度の根幹である。投票価値の平等は、民主主義と平等原則から直接導かれる憲法上当然の原則であって、その追求は、民主主義の国際標準であり、国際的潮流であるといつてよい。
- 2 一人一票の原則及び投票価値の平等原則に照らした場合、一人二票というべき事態となることは原則として許容できず、較差が約3倍に達する状態について、多数意見のように違憲状態を脱したとまでの評価を明言することにはためらいがある。しかし、附則を含めた平成27年改正法に見られる国会の努力や較差の大幅縮小に向けた意見集約等の困難性等に鑑みると、国会において、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていることを認識し得た平成24年大法廷判決の言渡し時から本件選挙までの間にその解消がなされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとはとはいえない。  
なお、都道府県を選挙区の単位とすることにも一定の合理性はあるが、このような単位を用いることは憲法上の要請ではなく、参議院議員が「全国民の代表」として選出される以上、投票価値の平等という憲法上の原則と調和する、すなわちこの原則を大きく損なわないようなものでなければならない。
- 3 国会が、引き続き、投票価値の平等原則の重みを十分に踏まえ、平成31年通常選挙に向けて、現状で事足りるとすることなく、法律をもって約束した抜本的な見直しのための更なる検討を通じて、近年の較差縮小のプロセスが継続されることを期待する。

## 反対意見（2名）

### [鬼丸裁判官の反対意見]（違憲事情）

- 1 本件選挙に先立ち公職選挙法の一部改正が行われ、4県2合区を含む10増10減案が可決成立し、その結果、本件選挙時の投票価値の最大較差は3.08倍に縮小した。参議院議員選挙区選挙で初めて一部合区がされ、投票価値の最大較差が大幅に縮小されたことからすれば、投票価値に関する国会の努力の方向性は正しいと評することができよう。
- 2 しかし、本件選挙における投票価値の最大較差の3.08倍という数値自体からは、投票価値の平等を実現したとはいいい難い。参議院議員選挙区選挙について、憲法の半数改選の要請に応じて各選挙区の定数を偶数とする仕組みを採った上で、大部分の都道府県を選挙区の単位として残存するという制度を維持しながら1対1に近い平等の投票価値を目指すことは、既に不可能というべき状況に達していたことは明白である。また、本件定数配分規定に基づいて本件選挙を施行すると投票価値の最大較差が約3倍となることについて、国会が有していたとみられる政策目的ないし理由は、都道府県を選挙区の基本とし、その基本を損なうことを最小限にとどめることであり、平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決の示した判断とは相容れない。以上の事情を総合考慮すると、本件定数配分規定は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったというべきである。
- 3 国会が公職選挙法等を改正すべき義務を負ったことを認識した平成24年大法廷判決の言渡し時から、本件選挙が実施されるまでの約3年9か月間に違憲状態の是正がされなかったことは、国会の裁量権の限界を超えるものとの評価を免れず、本件選挙当時、本件定数配分規定は憲法に違反したものであった。
- 4 もっとも、平成27年改正法附則7条が、これまでの公職選挙法の一部改正法に付された附則の文言に比べ格段に強い決意を表明しており、国会において違憲状態の解消のための努力が今後も継続され、平成31年の参議院議員通常選挙までには必ず投票価値の等価を基本とした抜本的な見直しがされることが強く期待されることからすれば、直ちに選挙無効の結論を出すのではなく、まず国会自らが確約した是正の結果について司法が検証するということが、憲法の予定する立法権と司法権の関係に沿うものと考えらる。  
以上のことから、本件定数配分規定は違憲であるが、いわゆる事情判決の法理により請求を棄却した上で、本件選挙は違法であることを宣言すべきである。

### [山本裁判官の反対意見]（違憲無効）

- 1 民主国家の要となる国会を構成する両議院の議員の選出において、公平な選挙は憲法上必須の要請である。投票価値の較差は国政への政治力に地域間の差異をもたらすので、いずれの国民も平等に選挙権を行使できなければ、憲法前文にいう代表民主制に支えられた国民主権の原理は画餅に帰する。その意味で、国政選挙の選挙区や定数の定め方については、投票価値の平等は、他に優先する唯一かつ絶対的な基準として真っ先に守られるべきものであり、これが実現されて初めて代表民主制が国民全体から等しく支持される正統なものとなる。また、従来、各地域の人口の増減に議員定数の増減が追いつかず、人口の多い地域の国民の声が国政に反映される度合いが低い状態が続いている。したがって、国政選挙の選挙制度において法の下での平等を貫くためには、どの選挙区においても投票の価値を比較すれば1.0となるのを原則とすべきであり、人口の急激な移動や技術的理由などの事情によっては1～2割程度の一票の価値の較差が生ずるのはやむを得ないが、それでも許容されるのは2割程度の較差にとどまるべきであり、それ以上の一票の価値の較差が生ずる選挙制度は法の下での平等の規定に反し、違憲かつ無効であると考えらる。  
参議院も衆議院並みに政党化が進んでいるほか、最近ではいわゆるねじれ国会の状況等を踏まえて国政における参議院の重要性が再認識されており、参議院の選挙制度も、衆議院と同様、代表民主制にふさわしく、一票の価値の較差が生じないようにするべきであると考えらる。
- 2 上記のとおり一票の価値の較差が2割程度を超えた場合には当該選挙は無効となり、①無効とされた選挙に基づいて選出された議員によって構成された議院が既に行った議決等の効力及び②無効とされた選挙に基づいて選出された議員の身分の取扱いが問題となるが、選挙制度の憲法適合性を守るべき立場にある裁判所としては、違憲であることを明確に判断した以上は選挙を無効とすべきであり、これらの問題については経過的な取扱いを同時に決定する権限を有すると考えらる。  
上記①の点については、判決前の議決等は、無効判決の効力が遡及しないので当然に有効に存続するし、判決後も、後記のとおり一定数の身分の継続する議員で構成される議院により議決等を有効に行うことが可能となる。上記②の点については、参議院の場合、本件のよ

うに全選挙区が訴訟の対象とされているときは、当該選挙において選挙区の議員一人当たりの有権者数が全国平均値の0.8を下回る選挙区から選出された議員はその身分を失うと解すべきであるが、それ以外の選挙区から選出された議員及び前回選挙で改選された半数の議員の身分は継続するので、参議院はその機能を停止せずに活動することができ、国政に混乱は生じない。

なお、一票の価値の平等を実現するための具体的な選挙区の定め方に関しては、その障害となっている都道府県又は市町村その他の行政区画などを基本単位とすべきではなく、基本単位を投票所などに細分化するか、又は逆の発想で全国を単一若しくは大まかなブロックに分けて選挙区及び定数を設定するか、そのいずれかでなければ一票の価値の平等を実現することはできないのではないかと考える。

## 投票価値の平等について示した最高裁判決の抜粋

### ○昭和51年衆議院定数訴訟最高裁判決（多数意見）

元来、選挙権は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹をなすものであり、現代民主国家においては、一定の年齢に達した国民のすべてに平等に与えられるべきものとされているのが一般であるが、このような選挙権の平等化が実現されたのは、必ずしも古いことではない。平等は、自由と並んで、近代国家における基本的かつ窮極的な価値であり理念であつて、特に政治の分野において強く追求されてきたのであるが、それにもかかわらず、当初においては、国民が政治的価値において平等視されることがなく、基本的な政治的権利というべき選挙権についても、種々の制限や差別が存しており、それが多年にわたる民主政治の発展の過程において次第に撤廃され、今日における平等化の実現をみるに至つたのである。国民の選挙権に関するわが憲法の規定もまた、このような歴史的発展の成果のあらわれにほかならない。

ところで、右の歴史的発展を通じて一貫して追求されてきたものは、右に述べたように、およそ選挙における投票という国民の国政参加の最も基本的な場面においては、国民は原則として完全に同等視されるべく、各自の身体的、精神的又は社会的条件に基づく属性の相違はすべて捨象されるべきであるとする理念であるが、このような平等原理の徹底した適用としての選挙権の平等は、単に選挙人資格に対する制限の撤廃による選挙権の拡大を要求するにとどまらず、更に進んで、選挙権の内容の平等、換言すれば、各選挙人の投票の価値、すなわち各投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であることを要求せざるをえないものである。そして、このような選挙権の平等の性質からすれば、例えば、特定の範ちゆうの選挙人に複数の投票権を与えたり、選挙人の間に納税額等による種別を設けその種別ごとに選挙人数と不均衡な割合の数の議員を選出させたりするような、殊更に投票の実質的価値を不平等にする選挙制度がこれに違反することは明らかであるが、そのような顕著な場合ばかりでなく、具体的な選挙制度において各選挙人の投票価値に実質的な差異が生ずる場合には、常に右の選挙権の平等の原則との関係で問題を生ずるのである。本件で問題とされているような、各選挙区における選挙人の数と選挙される議員の数との比率上、各選挙人が自己の選ぶ候補者に投じた一票がその者を議員として当選させるために寄与する効果に大小が生ずる場合もまた、その一場合にほかならない。

憲法は、14条1項において、すべて国民は法の下に平等であると定め、一般的に平等の原理を宣明するとともに、政治の領域におけるその適用として、前記のように、選挙権について15条1項、3項、44条但し書の規定を設けている。これらの規定を通覧し、かつ、右15条1項等の規定が前述のような選挙権の平等の原則の歴史的発展の成果の反映であることを考慮するときは、憲法14条1項に定める法の下での平等は、選挙権に関しては、国民はすべて政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり、右15条1項等の各規定の文言上は単に選挙人資格における差別の禁止が定められているにすぎないけれども、単にそれだけにとどまらず、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等もまた、憲法の要求するところであると解するのが、相当である。

しかしながら、右の投票価値の平等は、各投票が選挙の結果に及ぼす影響力が数的に完全に

同一であることまでも要求するものと考えすることはできない。けだし、投票価値は、選挙制度の仕組みと密接に関連し、その仕組みのいかんにより、結果的に右のような投票の影響力に何程かの差異を生ずることがあるのを免れないからである。

代表民主制の下における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし、他方、政治における安定の要請をも考慮しながら、それぞれの国において、その国の事情に即して具体的に決定されるべきものであり、そこに論理的に要請される一定不変の形態が存在するわけのものではない。わが憲法もまた、右の理由から国会両議院の議員の選挙については、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（43条2項、47条）、両議院の議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の裁量にゆだねているのである。それ故、憲法は、前記投票価値の平等についても、これをそれらの選挙制度の決定について国会が考慮すべき唯一絶対の基準としているわけではなく、国会は、衆議院及び参議院それぞれについて他にしんじやくすることのできる事項をも考慮して、公正かつ効果的な代表という目標を実現するために適切な選挙制度を具体的に決定することができるのであり、投票価値の平等は、さきに例示した選挙制度のように明らかにこれに反するもの、その他憲法上正当な理由となりえないことが明らかな人種、信条、性別等による差別を除いては、原則として、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないしは理由との関連において調和的に実現されるべきものと解さなければならない。

もつとも、このことは、平等選挙権の一要素としての投票価値の平等が、単に国会の裁量権の行使の際における考慮事項の一つであるにとどまり、憲法上の要求としての意義と価値を有しないことを意味するものではない。投票価値の平等は、常にその絶対的な形における実現を必要とするものではないけれども、国会がその裁量によつて決定した具体的な選挙制度において現実に投票価値に不平等の結果が生じている場合には、それは、国会が正当に考慮することのできる重要な政策的目的ないしは理由に基づく結果として合理的に是認することができるものでなければならぬと解されるのであり、その限りにおいて大きな意義と効果を有するのである。それ故、国会が衆議院及び参議院それぞれについて決定した具体的選挙制度は、それが憲法上の選挙権の平等の要求に反するものでないかどうかにつき、常に各別に右の観点からする吟味と検討を免れることができないというべきである。

#### ○昭和58年参議院定数訴訟最高裁判決（多数意見）

二 そこで検討するのには、議会制民主主義を採る我が憲法の下においては、国権の最高機関である国会を構成する衆議院及び参議院の各議員を選挙する権利は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利であつて、憲法は、その重要性にかんがみ、14条1項の定める法の下での平等の原則の政治の領域における適用として、成年者による普通選挙を保障するとともに、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて選挙人の資格を差別してはならないものとしている（15条3項、44条）。そして、この選挙権の平等の原則は、単に選挙人の資格における右のような差別を禁止するにとどまらず、選挙権の内容の平等、すなわち議員の選出における各選挙人の投票の有する価値の平等をも要求するものと解するのが相当である。

しかしながら、もともと右にいう投票価値は、議会制民主主義の下において国民各自、各層のさまざまな利害や意見を公正かつ効果的に議会に代表させるための方法としての具体的な選挙制

度の仕組みをどのように定めるかによつてなんらかの差異を生ずることを免れない性質のものである。そして、憲法は、国会両議院の議員の選挙について、およそ議員は全国民を代表するものでなければならないという制約の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（43条、47条）、どのような選挙の制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国会に反映させることになるかの決定を国会の極めて広い裁量に委ねているのである。それゆえ、憲法は、右の投票価値の平等を選挙制度の仕組みの決定における唯一、絶対の基準としているものではなく、国会は、正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由をもしんじやくして、その裁量により衆議院議員及び参議院議員それぞれについて選挙制度の仕組みを決定することができるのであつて、国会が具体的に定めたところのものがその裁量権の行使として合理性を是認しうるものである限り、それによつて右の投票価値の平等が損なわれることとなつても、やむをえないものと解すべきである。

#### ○昭和58年参議院定数訴訟最高裁判決（伊藤裁判官の補足意見）

一 思うに、近代の民主制の下においては、国民は、個人として平等の価値を有するものと考えられ、具体的な人間存在として多くの差異があるにもかかわらず、すべての国民が法の下に平等に取り扱われる。特に、国政に参与するための国民の能動的権利である選挙権については、一定の年齢に達したすべての国民に一票が与えられ、かつ一票を超える投票数を与えられないといういわゆる平等選挙が重要な原則とされ、代表民主制の発展に伴つて、この一人一票の原則が実現されてきた。本件においては、このように国民各自が一票を持つことのみならず、その一票そのものの持つ価値の等しいこともまた憲法によつて要求される場所であるかどうかの問題とされている。もしこれもまた憲法の要求であるとすれば、全国を一選挙区とするのであればともかく、それを複数の選挙区に分け、それぞれに一定の議員定数を配分する場合には、その定数と人口（選挙人数）との比率の均等が求められることとなる。当裁判所は、この点について、憲法14条1項に定める法の下での平等は、選挙権の内容の平等、すなわち各選挙人の投票の価値の平等をも憲法の要求する場所であると判示している（最高裁昭和49年（行ツ）第75号同51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁。以下「51年大法廷判決」という。）。いまこの51年大法廷判決の趣旨を変更する必要のないことは、多数意見の説くとおりでである。

もつとも、51年大法廷判決は衆議院議員の選挙に関するものであるから、本件のような参議院議員の選挙について妥当するものではなく、それは別に考えなければならないとの見解もありえよう。もしそうであるとすると、参議院議員の選挙については、なお当裁判所昭和38年（オ）第422号同39年2月5日大法廷判決（民集18巻2号270頁。以下「39年大法廷判決」という。なお昭和38年（オ）第655号同41年5月31日第3小法廷判決・裁判集民事83号623頁、昭和48年（行ツ）第102号同49年4月25日第1小法廷判決・裁判集民事111号641頁参照。）の判例が生きていることとなる。しかしながら、参議院が衆議院と基本的性格を異にし、それに即応して両院の組織原理が全く異なる（例えば、イギリスの貴族院、アメリカ合衆国の連邦議会の上院のごとし。）というのであればともかく、日本国憲法の下においては、両院ともに全国民を代表する選挙された議員で構成される（憲法43条）のであつて、参議院は衆議院と組織原理を全く異にするものではない。したがつて、衆議院議員の選挙について投票価値の平等が憲法上要求されるとすれば、のちにみるように、定数配分が合理的かどうかを、

人口とともにそれ以外の要素もしんしやくして判断するにあたって両院の差異を考慮すべきであるとしても、憲法上の投票価値の平等の要求は、参議院議員の選挙についても妥当するものといわざるをえない。51年大法廷判決は、衆議院議員の選挙のみでなく、参議院議員の選挙についても判断を示しているものと考えられる。その意味で、39年大法廷判決は、必ずしもその趣旨が明確ではないが、もし参議院議員の選挙について憲法上投票価値の平等が要求されていないものと判示しているとするれば、その限度で、51年大法廷判決によつて変更されているとみるほかはない。

二 このようにして、憲法14条1項の規定は、参議院議員を含めて国会議員の選挙についての投票価値の平等を要求していると解されるが、そのことは、直ちに人口のみを基準として各選挙区に議員定数を配分すべきことを意味するものではない。国会は投票価値の平等のほかにもしんしやくできる事項を考慮して公正かつ効果的な代表という目標の実現のために具体的に適切な選挙制度を決定できるのであつて、このことは51年大法廷判決の明らかに示すところであり、また多数意見の説示するところである。

国会は、この決定にあつて、人口を一つの基準としつつも、それ以外の要素を考慮に入れて裁量を行うことができる。問題は、この裁量権の行使がどの範囲で許容されるかということであるが、憲法は、この裁量権の範囲を広く認めているものと解するのが相当である。その理由は、以下に述べるとおりである。

(一) 憲法47条は、両議院の議員の選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律をもつて定めるものと規定しており、選挙制度をどのように定めるかは原則として立法の裁量に委ねるものとしている。そこで、選挙区をどのように定めるか、それぞれの選挙区にどのように議員定数を配分するかは、全国民の意見が国会に公正かつ効果的に反映され、国会が真に国民代表の機関となるように配慮して、国会自身が定めるのであり、その意味でそれは立法部の広い裁量権に属する。もとよりこの裁量権の範囲が広いといつても、それは決して無制限のものではなく、国民を代表する国会議員の選挙の方法として合理性を欠き、その裁量権の逸脱にあたるようなことは憲法上許されないのであるが、憲法47条の規定は、選挙に関する事項について、立法政策上の当否に関し政治上問題となる余地はあるとしても、法的には立法部の判断が尊重されるべきことを示していると解してよい。

(二) しかし、(一)に述べたところのみをもつて、本件の問題を解決することは適切ではない。既に述べたように、憲法14条1項の規定が投票価値の平等を要求するものである以上、選挙に関する事項についての立法部の裁量権も、同項に基づく制限に服さねばならないからである。したがつて、ここで同項をどう解釈するかが問われねばならないことになる。

憲法14条1項の規定は、一般的に国民に対して法の下での平等を保障しているが、特に人種、信条、性別など同項後段所定の事由による差別的取扱いは、個人の平等を核心とする自由国家的民主制の原則を破壊するものと考えられ、そのような差別的取扱いの合憲性の判断には厳格な基準が適用されるべきものと解される。したがつて、このような事由によつて差別を行う立法は、違憲の疑いの強い差別的取扱いをするものであつて、通常の立法に与えられる合憲性の推定は存在せず、その立法が合憲であると主張する側において、それについての合理的な理由が存在し、それが合憲であることを示さなければならない。

これに反して憲法14条1項後段に挙げられていない事由による区別が行われても、それは必ずしも自由国家的民主制の本質にかかわるものとは考えられない。その場合にも、同項前段の定

める法の下での平等の保障に反するときには平等権の侵害として違憲になるが、その区別を行う立法には合憲性の推定が存在し、このような立法が合憲かどうかを審査するにあたっては、その判断基準は厳格なものではなく、立法部の裁量権が広く認められることになる。例えば、年齢や職業（同項後段にいう社会的身分は、自己の意思をもって離れることのできない地位を意味し、職業などは、そのうちに入らないと解される。）により法的な取扱いに差異があつても、これを違憲と主張する場合には、その主張をする側においてそれが合理性を欠く恣意的なものであることを示さなければならないこととなる。

右のような憲法14条1項の解釈によれば、選挙区への議員定数の配分が同項後段に挙げられる事由のいずれかによつて差別されていると認められる場合、例えば特定の信条を持つ選挙人が著しく多数を占める選挙区に配分される議員定数が他に比して少数であり、信条による差別的取扱いがあると認められる場合には、厳格な基準が適用され、それは憲法上正当な理由を欠く差別とされよう（51年大法院判決が、人種、信条、性別等による投票価値の差別は憲法上正当な理由を欠くものであると判示しているのも、同じ考え方に立つものと思われる。）。しかし、一般に選挙区によつて投票価値の不平等であることが問題となるのは、同項後段所定の事由によるのではなく、国民が居住する場所によつて差別的取扱いを受ける場合であり、上告人らが本件参議院議員定数配分規定の違憲の理由として主張するところも、住所地を異にすることによる投票価値の較差の存在である。これは、同項後段所定の事由に基づくものではないから、前述のように、立法に対する合憲性の推定が働き、国会の裁量権の範囲が広く、その立法が合理性を欠く恣意的な差別をする場合に初めて憲法に反するものといふことができる。

なお、この点に関して、選挙権は代表民主制における最も重要な基本権であるから、これについて国民の間に区別が行われるときには、それがいかなる事由によるものであるかを問わず、厳格な基準で判断すべきであるという見解もありうる。確かに選挙権に差別的取扱いがなされることは代表制に歪みを生ずるから、その平等取扱いは重要である。しかし、憲法は、国会議員の選挙人の資格について、14条1項後段に挙げる事由のほか、特に44条但し書において、教育、財産、収入による差別の禁止を明記している。したがつて、国会議員の選挙人の資格については、通常の場合に比して、合憲性の推定を受けずに厳格な判断基準が適用される場合が多いこととなる。通常の場合には、教育、財産、収入による差別的取扱いも、14条1項前段にあたる場合となるが、選挙権に関する限り、これらの事由による差別も合理性を欠くものとされる。この点で憲法は選挙権の平等について特別の配慮をしているのであり、その配慮以上に選挙権の平等についての憲法上の要求を強める解釈は適当ではないと考えられる。

また、選挙区間において議員定数と人口との比率に多少の較差があるのはともかく、重大な較差があるときには、合憲を主張する側が、その較差にもかかわらず合憲であるための合理性を持つことを示す必要があり、それが示されない限り違憲となるという見解もありうるが、比率の較差の大小のみをもつて判断基準が厳格なものに転換し、合憲性の推定が失われるとするのは、憲法14条1項の解釈として説得力を持ちえないと思われる。

三 以上のように考えると、憲法は、投票価値の平等を要求しているが、合理的な理由に基づく差別的取扱いをすることは許容するものであり、しかも、それが合理的であるかどうかの判断については立法部の裁量に委ねられるところが広く、選挙区間における議員定数と人口との比率の較差は、それが明らかに不合理で恣意的な差別であることが示されたときに違憲と判断されると解するのが相当である。裁判所が憲法14条1項、44条但し書等の規定を根拠として、国会

議員の選挙について厳しい基準をもって投票価値の平等を求め、人口との比率のみを盾に取つて立法部の定める議員定数の配分を違憲と断ずることは憲法上適切でなく、許容される裁量権の範囲を逸脱する場合にのみこれを違憲とすべきものと考えられる。

#### ○平成8年参議院定数訴訟最高裁判決（多数意見）

一 議会制民主主義を採る日本国憲法の下においては、国権の最高機関である国会を構成する衆議院及び参議院の各議員を選挙する権利は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利であって、憲法は、その重要性にかんがみ、これを国民固有の権利であると規定した（15条1項）上、14条1項の定める法の下での平等の原則の政治の領域における適用として、成年者による普通選挙を保障するとともに、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって選挙人の資格を差別してはならないものと定めている（15条3項、44条ただし書）。この選挙権の平等の原則は、単に選挙人の資格における右のような差別を禁止するにとどまらず、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等をも要求するものと解するのが相当である。

しかしながら、もともと右にいう投票価値は、議会制民主主義の下において国民各自、各層の様々な利害や意見を公正かつ効果的に議会に代表させるための方法としての具体的な選挙制度の仕組みをどのように定めるかによって何らかの差異を生ずることを免れない性質のものである。そして、憲法は、国会の両議院の議員の選挙について、およそ議員は全国民を代表するものでなければならないという制約の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（43条、47条）、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるのかの決定を国会の広い裁量にゆだねているのである。したがって、憲法は、右の投票価値の平等を選挙制度の仕組みの決定における唯一、絶対の基準としているものではなく、国会は、正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由をしんしゃくして、その裁量により、衆議院議員及び参議院議員それぞれについて公正かつ効果的な代表を選出するという目標を実現するために適切な選挙制度の仕組みを決定することができるのであって、投票価値の平等は、原則として、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものと解さなければならない。それゆえ、国会が具体的に定めたところのものがその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって右の投票価値の平等が損なわれることになっても、やむを得ないものと解すべきである。

#### ○平成10年参議院定数訴訟最高裁判決（多数意見）

一 憲法14条1項の定める法の下での平等の原則は、国会の両議院の議員を選挙する国民固有の権利につき、単に選挙人の資格における差別を禁止する（憲法44条ただし書）にとどまらず、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等をも要求するものと解するのが相当である。

しかしながら、憲法は、国会の両議院の議員の選挙について、およそ議員は全国民を代表するものでなければならないという制約の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する

る事項は法律で定めるべきものとし（43条、47条）、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるのかの決定を国会の広い裁量にゆだねているのであるから、憲法は、右の投票価値の平等を選挙制度の仕組みの決定における唯一、絶対の基準としているものではなく、投票価値の平等は、原則として、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものと解さなければならない。それゆえ、国会の具体的に定めたところがある裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって右の投票価値の平等が損なわれることになっても、やむを得ないものと解すべきである。

#### ○平成12年参议院定数訴訟最高裁判決（多数意見）

一 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解するのが相当である。しかしながら、憲法は、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるのかの決定を国会の広い裁量にゆだねているのであるから、投票価値の平等を選挙制度の仕組みの決定における唯一、絶対の基準としているものではなく、投票価値の平等は、原則として、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものと解さなければならない。それゆえ、国会が具体的に定めたところがある裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって投票価値の平等が損なわれることになっても、やむを得ないと解すべきである。

#### ○平成16年参议院定数訴訟最高裁判決（町田、金谷、北川、上田、島田各裁判官の補足意見）

(1) 憲法は、国会の両議院の議員を選挙する国民固有の権利につき、選挙人の資格における人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入による差別を禁止するにとどまらず、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等をも要求していると解するのが相当である。

しかしながら、憲法は、国会の両議院の議員の選挙について、議員は全国民を代表するものでなければならないという制約の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（43条、47条）、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるのかの決定を国会の広い裁量にゆだねているのであるから、投票価値の平等を選挙制度の仕組みの決定における唯一、絶対の基準としているものではなく、投票価値の平等は、原則として、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものとしておりと解さなければならない。それゆえ、国会が具体的に定めたところがある裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって投票価値の平等が損なわれることになっても、やむを得ないものと解すべきである。

#### ○平成18年参议院定数訴訟最高裁判決（多数意見）

3 憲法は、国会の両議院の議員を選挙する国民固有の権利につき、選挙人の資格における人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入による差別を禁止するにとどまらず、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等をも要求していると解するのが相当である。他方、憲法は、国会の両議院の議員の選挙について、議員は全国民を代表するものでなければならないという制約の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとしている（43条、47条）。また、憲法は、国会を衆議院と参議院の両議院で構成するものとし（42条）、各議院の権限及び議員の任期等に差異を設けているところ、その趣旨は、衆議院と参議院とがそれぞれ特色のある機能を発揮することによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにある。そうすると、憲法は、投票価値の平等を選挙制度の仕組みの決定における唯一、絶対の基準としているものではなく、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるのかの決定を国会の裁量にゆだねており、投票価値の平等は、参議院の独自性など、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものとしていると解さなければならない。それゆえ、国会が具体的に定めたところがあるその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって投票価値の平等が損なわれることになっても、憲法に違反するとはいえない。

#### ○平成21年参議院定数訴訟最高裁判決（多数意見）

3 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるのかの決定を国会の裁量にゆだねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、参議院の独自性など、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところがあるその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

#### ○平成24年参議院定数訴訟最高裁判決（多数意見）

3 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるのかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところがあるその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

### ○平成26年参議院定数訴訟最高裁判決（多数意見）

3 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところがある裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

### ○平成29年参議院定数訴訟最高裁判決（多数意見）

3(1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところがある裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

## 投票機会の平等について示した最高裁判決の抜粋

### ○平成16年参議院定数訴訟最高裁判決（町田、金谷、北川、上田、島田各裁判官の補足意見）

偶数配分を前提とせずに上記国勢調査結果による人口に基づき本件改正当時の各選挙区の人口に比例した議員定数の再配分を試みた場合には、47選挙区のうち15選挙区が定数1人の選挙区となり、これらの選挙区では、6年に1度しか参議院（選挙区選出）議員の選挙が行われないことになるから、このような議員定数配分規定の下では、定数2人以上の選挙区と定数1人の選挙区との間において投票機会の著しい不平等が生ずることになり、憲法上の疑義が生じかねない。

### ○平成21年参議院定数訴訟最高裁判決（竹内裁判官の補足意見）

ところで、現行の参議院議員選挙制度の仕組みにおいて、比例代表選出議員の選挙に関しては、1人1票の価値の原則が実現している。投票価値の平等との関係で問題となるのは選挙区選挙についてである。多数意見が指摘するとおり、選挙区選挙に関する現行の選挙制度の仕組みの下においては、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難な事情がある。これは、憲法46条が参議院議員の任期を6年とし、その半数を3年ごとに改選することを求めていることと関係がある。現行制度においては、半数改選を実現するため都道府県単位の各選挙区に偶数の定数配分（最小限2人）を行っているが、投票価値の平等化のための措置として、仮にこれを奇数配分（最小限1人）にして、平成12年10月実施の国勢調査による人口に基づき最大剰余方式により定数配分を行うとすると、47選挙区のうち15選挙区の定数が1人となる。この場合、これら15県の選挙人は6年に一度しか投票し得ないこととなり、これは3年ごとに選挙が行われる定数2人以上の選挙区の選挙人の半分しか投票機会がないことを意味するが、このような絶対的不平等が許容されるとは思えない。

### ○平成21年参議院定数訴訟最高裁判決（宮川裁判官の反対意見）

憲法46条は、参議院議員の任期は6年とし、3年ごとに議員の半数を改選すると定めている。その意味は、議員総数を偶数とし、3年ごとにその半数を改選するということであり、憲法は、各選挙区に議員を偶数配分し3年ごとにその半数を改選することまでを求めているわけではない。確かに、人口過少地域において、全国比例代表選出議員の選挙は3年ごとに行われるとしても、選挙区選挙は6年に1度しか行われないこととなれば、その選挙区の選挙人については投票の機会が均等でなく、制度としては望ましいものであるとはいえない。しかし、それらの選挙区の選挙人の1票の価値が数倍であるという、侵すことが許されない平等原則に反した事態を解消するには、やむを得ないことというべきである。例えば、1人、3人、5人、7人等という奇数配分を容認し、基準人数により人口に比例した議員数を計算し、四捨五入等の工夫をして配分議員数を算出すれば、計算上（1人の選挙区が15区前後、3人の選挙区が6区前後、5人、7人の選挙区が各1区程度生ずるが）、最大較差は1.5以下に収まり、投票価値の不平等は、抜本的に改善する。その場合、1人の選挙区を隣県と合区し、2人、あるいは3人の選挙区とするという方法を採用すれば、3年ごとの投票の機会を確保することができる。また、奇数配分をした場合、全国比例代表選挙と選挙区選挙を3年ごとに交互に実施することとする方法を採用することによっても、投票の機会を均等にすることができる。

## 参議院議員選挙制度の変遷

### 参議院議員選挙法の制定（昭22.2）

- 【選挙権及び被選挙権】 選挙権は衆議院議員の選挙権を有する者  
被選挙権は日本国民で年齢満30歳以上の者
- 【議員定数】 250人（そのうち、100人を全国区選出議員、150人を地方区選出議員とする）
- 【選挙区】 全国区…全都道府県の区域を通じて選出  
地方区…2人区：25 4人区：15 6人区：4 8人区：2
- 【投票方法】 地方区選出議員及び全国区選出議員ごとに1人1票、単記・無記名

### 公職選挙法の制定（昭25.4）

- 【選挙に関する規定の統合統一】  
従来各別の法律により規定されていた衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙を単一の法律によって規定し、その他選挙に関する規定を統合統一し、整備した。

### 沖縄県の本土復帰に向けた改正（昭45.5）

- 【沖縄県の本土復帰に向けた定数増】  
沖縄県選出の議員が2人増員され、地方区選出議員の定数が152人、総定数が252人に改められた。  
・議員定数…252人（そのうち、100人を全国区選出議員、152人を地方区選出議員とする）  
地方区…2人区：26 4人区：15 6人区：4 8人区：2

### 全国区制の廃止・拘束名簿式比例代表制の導入（昭57.8）

- 【全国区を廃止し、拘束名簿式比例代表制を導入】
- ・候補者名簿  
次のいずれかの要件に該当する政党その他の政治団体に限り、当選順位を付した候補者名簿を届けることができる。
    - ① 5人以上の国会議員を有すること
    - ② 直近の総選挙または通常選挙における有効投票総数の4%以上の得票を得たこと
    - ③ 当該選挙において10人以上の候補者を有すること
  - ・投票の方法  
候補者名簿を届け出た政党その他の政治団体の名称または略称を記すことで行われ、各候補者名簿に記載されている候補者のいずれかに対する投票は認められない。
  - ・当選人の決定  
候補者名簿を届け出た政党その他の政治団体の得票数に基づいて、ドント式配分により各政党その他の政治団体の当選人数を決定し、名簿順位に従って当選人を決定する。
- 【議員定数】  
252人（そのうち、100人を比例代表選出議員、152人を選挙区選出議員とする）
- 【選挙区】  
2人区：26 4人区：15 6人区：4 8人区：2

### 選挙区の定数は正（平6.6）

- 【選挙区の定数は正（8増8減）】
- |       |            |           |
|-------|------------|-----------|
| （増員区） | 宮城県 2人→4人  | 埼玉県 4人→6人 |
|       | 神奈川県 4人→6人 | 岐阜県 2人→4人 |
| （減員区） | 北海道 8人→4人  | 兵庫県 6人→4人 |
|       | 福岡県 6人→4人  |           |
- これにより、選挙区…2人区：24 4人区：18 6人区：4 8人区：1  
議員1人当たり人口の最大較差は  
是正前…1対6.48（鳥取：神奈川）から  
是正後…1対4.81（鳥取：東京）に縮小（平成2年国勢調査人口）

## 定数削減及び非拘束名簿式比例代表制の導入（平12.10）

### 【定数削減】

参議院議員定数を252人から242人とし、次のように削減する

比例代表選出議員 100人→96人

選挙区選出議員 152人→146人

(減員区) 岡山県 4人→2人 熊本県 4人→2人

鹿児島県 4人→2人

これにより、選挙区…2人区：27 4人区：15 6人区：4 8人区：1

議員1人当たり人口の最大較差は当該較差（1対5.02）が生じている鳥取；  
東京の定数に変更を加えていないため、改正の前後で変更なし（平成11年選挙人名簿登録者数）

### 【非拘束名簿式比例代表制の導入】

#### ・名簿の届出

一定の要件を満たす政党その他の政治団体は、その名称及び略称並びに候補者名を記載した名簿を届け出ることができる。なお、その名簿に登載された候補者には当選人となるべき順位を付さないこととする。

#### ・投票の方法

選挙人は、名簿に登載された候補者1人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない（候補者名による投票）。ただし、候補者の氏名に代えて、名簿届出政党等の名称又は略称を自書することができる（政党名による投票）。

#### ・当選人の決定

① 名簿届出政党等ごとに、候補者名による投票の得票数と政党名による投票の得票数を合算し、各政党等の総得票数を定める。

② 各政党等の総得票数に比例して当選人の数を配分する方式（ドント式）により、それぞれの政党等の当選人の数を定める。

③ 各政党等に配分された当選人の数の中で、各政党等ごとに得票数の最も多い候補者から順に当選人を決定する。

## 選挙区の定数は正（平18.6）

### 【選挙区の定数は正（4増4減）】

(増員区) 東京都 8人→10人 千葉県 4人→6人

(減員区) 栃木県 4人→2人 群馬県 4人→2人

これにより、選挙区…2人区：29 4人区：12 6人区：5 10人区：1

議員1人当たり人口の最大較差は

是正前…1対5.18（鳥取：東京）から

是正後…1対4.84（鳥取：大阪）に縮小（平成17年国勢調査人口）

## 選挙区の定数は正（平24.11）

### 【選挙区の定数は正（4増4減）】

(増員区) 神奈川県 6人→8人 大阪府 6人→8人

(減員区) 福島県 4人→2人 岐阜県 4人→2人

これにより、選挙区…2人区：31 4人区：10 6人区：3

8人区：2 10人区：1

議員1人当たり人口の最大較差は

是正前…1対5.12（鳥取：神奈川）から

是正後…1対4.75（鳥取：兵庫）に縮小（平成22年国勢調査人口）

## 合区を含む選挙区の定数は正（平27.7）

### 【合区を含む選挙区の定数は正（4県2合区を含む10増10減）】

(増員区) 北海道 4人→6人 東京都 10人→12人 愛知県 6人→8人

兵庫県 4人→6人 福岡県 4人→6人

(減員区) 宮城県 4人→2人 新潟県 4人→2人 長野県 4人→2人

(合区) 鳥取県及び島根県 2人 徳島県及び高知県 2人

これにより、選挙区…2人区：32（2合区を含む）

4人区：4 6人区：5 8人区：3 12人区：1

議員1人当たり人口の最大較差は

是正前…1対4.74（鳥取：兵庫）から

是正後…1対2.97（福井：埼玉）に縮小（平成22年国勢調査人口）

## 参議院議員の選挙制度及び定数の沿革

	総定数	選挙制度の概要		備考
昭和22年 (1947年)	250	全国区選出議員 100	地方区選出議員 150 2人区 (25) / 4人区 (15) 6人区 (4) / 8人区 (2)	参議院議員選挙法が制定された。
昭和45年 (1970年)	252	全国区選出議員 100	地方区選出議員 152 2人区 (26) / 4人区 (15) 6人区 (4) / 8人区 (2)	沖縄県の本土復帰に向け、沖縄県選出の議員が2人増員された。
昭和57年 (1982年)	252	比例代表選出議員 100 (拘束名簿式)	選挙区選出議員 152 2人区 (26) / 4人区 (15) 6人区 (4) / 8人区 (2)	全国区制を廃止し、拘束名簿式比例代表制を導入するとともに、地方区を選挙区に改めた。
平成6年 (1994年)	252	比例代表選出議員 100 (拘束名簿式)	選挙区選出議員 152 2人区 (24) / 4人区 (18) 6人区 (4) / 8人区 (1)	選挙区の定数是正を行った (8増8減)。 【増員区】 埼玉県 4→6 / 神奈川県 4→6 宮城県 2→4 / 岐阜県 2→4 【減員区】 北海道 8→4 / 兵庫県 6→4 福岡県 6→4
平成12年 (2000年)	242	比例代表選出議員 96 (非拘束名簿式)	選挙区選出議員 146 2人区 (27) / 4人区 (15) 6人区 (4) / 8人区 (1)	参議院議員定数を次のとおり10削減した。  総定数 252→242 ・ 比例代表 100→96 ・ 選挙区 152→146 【減員区】 岡山県 4→2 / 熊本県 4→2 鹿児島県 4→2  比例代表選挙に関し、拘束名簿式に代えて、非拘束名簿式を導入した。
平成18年 (2006年)	242	比例代表選出議員 96 (非拘束名簿式)	選挙区選出議員 146 2人区 (29) / 4人区 (12) 6人区 (5) / 10人区 (1)	選挙区の定数是正を行った。 (4増4減) 【増員区】 東京都 8→10 / 千葉県 4→6 【減員区】 栃木県 4→2 / 群馬県 4→2
平成24年 (2012年)	242	比例代表選出議員 96 (非拘束名簿式)	選挙区選出議員 146 2人区 (31) / 4人区 (10) 6人区 (3) / 8人区 (2) 10人区 (1)	選挙区の定数是正を行った。 (4増4減) 【増員区】 神奈川県 6→8 / 大阪府 6→8 【減員区】 福島県 4→2 / 岐阜県 4→2
平成27年 (2015年)	242	比例代表選出議員 96 (非拘束名簿式)	選挙区選出議員 146 2人区 (32) ※2合区含 4人区 (4) / 6人区 (5) 8人区 (3) / 12人区 (1)	合区を含む選挙区の定数是正を行った。 (4県2合区を含む10増10減) 【増員区】 北海道 4→6 / 東京都 10→12 愛知県 6→8 / 兵庫県 4→6 福岡県 4→6 【減員区】 宮城県 4→2 / 新潟県 4→2 長野県 4→2 【合区】 鳥取県及び島根県 2 徳島県及び高知県 2

(出所) 議会制度百年史 (議会制度編) 等より作成

【参考】

衆議院議員の選挙区と定数の沿革（戦後以降）

	選挙区制	総定数	選挙区数	備考
昭和20年 (1945年)	大選挙区制	468 (沖縄2含む)	2人区-14人区 計 54	都道府県を選挙区とする。ただし、定数15人以上にあっては、2区に分割
昭和22年 (1947年)	中選挙区制	466	3人区(40) 4人区(39) 5人区(38) 計 117	
昭和25年 (1950年)	同上	同上	同上	公職選挙法が制定された
昭和28年 (1953年)	同上	467	1人区(1) 3人区(40) 4人区(39) 5人区(38) 計 118	「奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」第3条により定数1増(1人区が1増)
昭和39年 (1964年)	同上	486	1人区(1) 3人区(43) 4人区(39) 5人区(40) 計 123	法第4条定数は466人。「附則」による定数は20人(19は定数は正、1は「奄美復帰法」の内容を附則に規定)。
昭和45年 (1970年)	同上	491	1人区(1) 3人区(43) 4人区(39) 5人区(41) 計 124	「沖縄住民の国政参加特別措置法」第4条により、沖縄県定数を5増(5人区が1増)
昭和46年 (1971年)	同上	同上	同上	「沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律」により公選法第4条定数を471人に改正
昭和50年 (1975年)	同上	511	1人区(1) 3人区(47) 4人区(41) 5人区(41) 計 130	法第4条定数は471人。「附則」による定数は40人(うち今回の定数は正20)。
昭和61年 (1986年)	同上	512	1人区(1) 2人区(4) 3人区(42) 4人区(39) 5人区(43) 6人区(1) 計 130	法第4条定数は471人。「附則」による定数は41人(うち今回定数は正1)。
平成4年 (1992年)	同上	511	2人区(8) 3人区(39) 4人区(34) 5人区(46) 6人区(2) 計 129	法第4条定数は471人。「附則」による定数40人(うち今回定数は正▲1)。
平成6年 (1994年)	小選挙区 比例代表 並立制	500	小選挙区 300 比例代表区 11	小選挙区 300人 比例代表 200人
平成12年 (2000年)	同上	480	同上	小選挙区 300人 比例代表 180人(▲20)
平成25年 (2013年)	同上	475	小選挙区 295 比例代表区 11	小選挙区 295人(▲5) 比例代表 180人
平成29年 (2017年)	同上	465	小選挙区 289 比例代表区 11	小選挙区 289人(▲6) 比例代表 176人(▲4)

(出所)「わかりやすい公職選挙法」(第15次改訂版)等より作成

偶数配当で各選挙区の定数を最低2名とし、較差3.08倍以下とする場合の定数試算（日本国民人口）

選挙区	平成27年 国勢調査 (日本国民人口) 確定値	配当議員数	最小選挙区 との較差	現在の配当議員 数との差
東京	13,136,707	16	2.881	+4
神奈川	8,981,714	12	2.626	+4
大阪	8,688,579	10	3.048	+2
愛知	7,316,978	10	2.567	+2
埼玉	7,161,331	10	2.512	+4
千葉	6,132,488	8	2.689	+2
兵庫	5,457,282	8	2.393	+2
北海道	5,360,057	8	2.351	+2
福岡	5,054,459	6	2.956	
静岡	3,640,709	6	2.129	+2
茨城	2,875,666	4	2.522	
広島	2,809,136	4	2.464	
京都	2,566,404	4	2.251	
宮城	2,319,910	4	2.035	+2
新潟	2,292,697	4	2.011	+2
長野	2,072,164	4	1.818	+2
岐阜	1,996,521	4	1.751	+2
栃木	1,947,761	4	1.708	+2
群馬	1,935,989	4	1.698	+2
福島	1,905,314	4	1.671	+2
岡山	1,904,216	4	1.670	+2
三重	1,784,532	4	1.565	+2
熊本	1,777,812	4	1.559	+2
鹿児島	1,642,330	2	2.881	
沖縄	1,422,546	2	2.495	
山口	1,393,217	2	2.444	
滋賀	1,393,030	2	2.444	
愛媛	1,377,166	2	2.416	
長崎	1,369,518	2	2.402	
奈良	1,355,590	2	2.378	
青森	1,304,818	2	2.289	
岩手	1,274,577	2	2.236	
大分	1,157,682	2	2.031	
石川	1,144,700	2	2.008	
山形	1,118,388	2	1.962	
宮崎	1,100,376	2	1.930	
富山	1,055,560	2	1.852	
秋田	1,020,205	2	1.790	
香川	969,335	2	1.700	
和歌山	958,912	2	1.682	
佐賀	828,954	2	1.454	
山梨	823,815	2	1.445	
福井	777,292	2	1.364	
徳島	752,497	2	1.320	
高知	724,405	2	1.271	+2
島根	688,981	2	1.209	
鳥取	570,057	2	1.000	+2
合計	125,342,377	194		+48

奇数配当で各選挙区の定数を最低2名とし、較差3.08倍以下とする場合の定数試算（日本国民人口）

選挙区	平成27年 国勢調査 (日本国民人口) 確定値	配当議員数	最小選挙区 との較差	現在の配当議員 数との差
東京	13,136,707	15	3.073	+3
神奈川	8,981,714	11	2.865	+3
大阪	8,688,579	10	3.048	+2
愛知	7,316,978	9	2.852	+1
埼玉	7,161,331	9	2.792	+3
千葉	6,132,488	8	2.689	+2
兵庫	5,457,282	7	2.735	+1
北海道	5,360,057	7	2.686	+1
福岡	5,054,459	6	2.956	
静岡	3,640,709	5	2.555	+1
茨城	2,875,666	4	2.522	
広島	2,809,136	4	2.464	
京都	2,566,404	3	3.001	-1
宮城	2,319,910	3	2.713	+1
新潟	2,292,697	3	2.681	+1
長野	2,072,164	3	2.423	+1
岐阜	1,996,521	3	2.335	+1
栃木	1,947,761	3	2.278	+1
群馬	1,935,989	3	2.264	+1
福島	1,905,314	3	2.228	+1
岡山	1,904,216	3	2.227	+1
三重	1,784,532	3	2.087	+1
熊本	1,777,812	3	2.079	+1
鹿児島	1,642,330	2	2.881	
沖縄	1,422,546	2	2.495	
山口	1,393,217	2	2.444	
滋賀	1,393,030	2	2.444	
愛媛	1,377,166	2	2.416	
長崎	1,369,518	2	2.402	
奈良	1,355,590	2	2.378	
青森	1,304,818	2	2.289	
岩手	1,274,577	2	2.236	
大分	1,157,682	2	2.031	
石川	1,144,700	2	2.008	
山形	1,118,388	2	1.962	
宮崎	1,100,376	2	1.930	
富山	1,055,560	2	1.852	
秋田	1,020,205	2	1.790	
香川	969,335	2	1.700	
和歌山	958,912	2	1.682	
佐賀	828,954	2	1.454	
山梨	823,815	2	1.445	
福井	777,292	2	1.364	
徳島	752,497	2	1.320	+2
高知	724,405	2	1.271	
島根	688,981	2	1.209	+2
鳥取	570,057	2	1.000	
合計	125,342,377	176		+30

奇数配当で各選挙区の定数を最低1名とし、全選挙区6年ごとに選挙をすることとして、較差3.08倍以下とする場合の試算（日本国民人口）

選挙区	平成27年 国勢調査人口 (日本国民人口) 確定値	配当議員数	最小選挙区 との較差	各回改選定数(例)	
				(A)	(B)
東京都	13,136,707	12	2.817	12	
神奈川県	8,981,714	8	2.889		8
大阪府	8,688,579	8	2.795	8	
愛知県	7,316,978	7	2.690		7
埼玉県	7,161,331	7	2.632	7	
千葉県	6,132,488	6	2.630		6
兵庫県	5,457,282	6	2.340	6	
北海道	5,360,057	6	2.299		6
福岡県	5,054,459	5	2.601		5
静岡県	3,640,709	4	2.342		4
茨城県	2,875,666	4	1.850	4	
東京都	2,809,136	4	1.807		4
京都府	2,566,404	4	1.651	4	
宮城県	2,319,910	3	1.990		3
新潟県	2,292,697	2	2.950	2	
長野県	2,072,164	2	2.666		2
岐阜県	1,996,521	2	2.569	2	
栃木県	1,947,761	2	2.506		2
群馬県	1,935,989	2	2.491	2	
福島県	1,905,314	2	2.451		2
岡山県	1,904,216	2	2.450	2	
三重県	1,784,532	2	2.296		2
熊本県	1,777,812	2	2.287	2	
鹿児島県	1,642,330	2	2.113		2
沖縄県	1,422,546	2	1.830	2	
山口県	1,393,217	2	1.792		2
滋賀県	1,393,030	2	1.792	2	
愛媛県	1,377,166	2	1.772		2
長崎県	1,369,518	2	1.762	2	
奈良県	1,355,590	2	1.744		2
青森県	1,304,818	2	1.679	2	
岩手県	1,274,577	2	1.640		2
大分県	1,157,682	2	1.489	2	
石川県	1,144,700	2	1.473		2
山形県	1,118,388	2	1.439	2	
宮崎県	1,100,376	2	1.416		2
富山県	1,055,560	2	1.358	2	
秋田県	1,020,205	2	1.313		2
香川県	969,335	2	1.247	2	
和歌山県	958,912	2	1.234		2
佐賀県	828,954	2	1.066	2	
山梨県	823,815	2	1.060		2
福井県	777,292	2	1.000	2	
徳島県	752,497	1	1.936		1
高知県	724,405	1	1.864	1	
島根県	688,981	1	1.773		1
鳥取県	570,057	1	1.467	1	
合計	125,342,377	146		73	73

(注) 各回改選定数の割振り方については、配当議員数の多い都道府県から機械的に交互に選挙を行うように割り振っており、最小較差の選挙区が福井県の場合である。

奇数配当で各選挙区の定数を最低1名とし、定数1の選挙区のみ6年ごとに選挙をすることとして、較差3.08倍以下とする場合の試算（日本国民人口）

選挙区	平成27年 国勢調査人口 (日本国民人口) 確定値	配当議員数	最小選挙区 との較差	各回改選定数(例)	
				(A)	(B)
東京	13,136,707	12	2.817	6	6
神奈川	8,981,714	8	2.889	4	4
大阪	8,688,579	8	2.795	4	4
愛知	7,316,978	7	2.690	4	3
埼玉	7,161,331	7	2.632	3	4
千葉	6,132,488	6	2.630	3	3
兵庫	5,457,282	6	2.340	3	3
北海道	5,360,057	6	2.299	3	3
福岡	5,054,459	5	2.601	3	2
静岡	3,640,709	4	2.342	2	2
茨城	2,875,666	4	1.850	2	2
広島	2,809,136	4	1.807	2	2
京都	2,566,404	4	1.651	2	2
宮城	2,319,910	3	1.990	1	2
新潟	2,292,697	2	2.950	1	1
長野	2,072,164	2	2.666	1	1
岐阜	1,996,521	2	2.569	1	1
栃木	1,947,761	2	2.506	1	1
群馬	1,935,989	2	2.491	1	1
福島	1,905,314	2	2.451	1	1
岡山	1,904,216	2	2.450	1	1
三重	1,784,532	2	2.296	1	1
熊本	1,777,812	2	2.287	1	1
鹿児島	1,642,330	2	2.113	1	1
沖縄	1,422,546	2	1.830	1	1
山口	1,393,217	2	1.792	1	1
滋賀	1,393,030	2	1.792	1	1
愛媛	1,377,166	2	1.772	1	1
長崎	1,369,518	2	1.762	1	1
奈良	1,355,590	2	1.744	1	1
青森	1,304,818	2	1.679	1	1
岩手	1,274,577	2	1.640	1	1
大分	1,157,682	2	1.489	1	1
石川	1,144,700	2	1.473	1	1
山形	1,118,388	2	1.439	1	1
宮崎	1,100,376	2	1.416	1	1
富山	1,055,560	2	1.358	1	1
秋田	1,020,205	2	1.313	1	1
香川	969,335	2	1.247	1	1
和歌山	958,912	2	1.234	1	1
佐賀	828,954	2	1.066	1	1
山梨	823,815	2	1.060	1	1
福島	777,292	2	1.000	1	1
徳島	752,497	1	1.936	1	0
高知	724,405	1	1.864	0	1
島根	688,981	1	1.773	1	0
鳥取	570,057	1	1.467	0	1
合計	125,342,377	146		73	73

(注) 各回改選定数の割振り方について、奇数区に該当する選挙区において、配当議員数の多い都道府県から機械的に交互に割り振っている。  
較差については、いわゆる表裏の選挙を合わせた定数により試算しているが、表の選挙、あるいは裏の選挙のみに着目した場合、較差がさらに広がることに留意する必要がある。

偶数配当で各選挙区の定数を最低2名とし、較差3.08倍以下とする場合の定数試算（総人口）

選挙区	平成27年 国勢調査 (総人口) 確定値	配当議員数	最小選挙区 との較差	現在の配当議員 数との差
東京	13,515,271	16	2.946	+4
神奈川	9,126,214	12	2.652	+4
大阪	8,839,469	12	2.569	+4
愛知	7,483,128	10	2.610	+2
埼玉	7,266,534	10	2.534	+4
千葉	6,222,666	8	2.713	+2
兵庫	5,534,800	8	2.413	+2
北海道	5,381,733	8	2.346	+2
福岡	5,101,556	6	2.965	
静岡	3,700,305	6	2.151	+2
茨城	2,916,976	4	2.543	
広島	2,843,990	4	2.480	
京都	2,610,353	4	2.276	
宮城	2,333,899	4	2.035	+2
新潟	2,304,264	4	2.009	+2
長野	2,098,804	4	1.830	+2
岐阜	2,031,903	4	1.772	+2
栃木	1,974,255	4	1.721	+2
群馬	1,973,115	4	1.720	+2
岡山	1,921,525	4	1.675	+2
福島	1,914,039	4	1.669	+2
三重	1,815,865	4	1.583	+2
熊本	1,786,170	4	1.557	+2
鹿児島	1,648,177	2	2.874	
沖縄	1,433,566	2	2.500	
滋賀	1,412,916	2	2.464	
山口	1,404,729	2	2.450	
愛媛	1,385,262	2	2.416	
長崎	1,377,187	2	2.402	
奈良	1,364,316	2	2.379	
青森	1,308,265	2	2.281	
岩手	1,279,594	2	2.231	
大分	1,166,338	2	2.034	
石川	1,154,008	2	2.012	
山形	1,123,891	2	1.960	
宮崎	1,104,069	2	1.925	
富山	1,066,328	2	1.860	
秋田	1,023,119	2	1.784	
香川	976,263	2	1.702	
和歌山	963,579	2	1.680	
山梨	834,930	2	1.456	
佐賀	832,832	2	1.452	
福岡	786,740	2	1.372	
徳島	755,733	2	1.318	
高知	728,276	2	1.270	+2
島根	694,352	2	1.211	
鳥取	573,441	2	1.000	+2
合計	127,094,745	196		+50

奇数配当で各選挙区の定数を最低2名とし、較差3.08倍以下とする場合の定数試算（総人口）

選挙区	平成27年 国勢調査 (総人口) 確定値	配当議員数	最小選挙区 との較差	現在の配当議員 数との差
東京	13,515,271	16	2.946	+4
神奈川	9,126,214	11	2.894	+3
大阪	8,839,469	11	2.803	+3
愛知	7,483,128	9	2.900	+1
埼玉	7,266,534	9	2.816	+3
千葉	6,222,666	8	2.713	+2
兵庫	5,534,800	7	2.758	+1
北海道	5,381,733	7	2.681	+1
福岡	5,101,556	6	2.965	
静岡	3,700,305	5	2.581	+1
茨城	2,916,976	4	2.543	
広島	2,843,990	4	2.480	
京都	2,610,353	3	3.035	-1
宮城	2,333,899	3	2.713	+1
新潟	2,304,264	3	2.679	+1
長野	2,098,804	3	2.440	+1
岐阜	2,031,903	3	2.362	+1
栃木	1,974,255	3	2.295	+1
群馬	1,973,115	3	2.294	+1
岡山	1,921,525	3	2.234	+1
福島	1,914,039	3	2.225	+1
三重	1,815,865	3	2.111	+1
熊本	1,786,170	3	2.077	+1
鹿児島	1,648,177	2	2.874	
沖縄	1,433,566	2	2.500	
滋賀	1,412,916	2	2.464	
山口	1,404,729	2	2.450	
愛媛	1,385,262	2	2.416	
長崎	1,377,187	2	2.402	
奈良	1,364,316	2	2.379	
青森	1,308,265	2	2.281	
岩手	1,279,594	2	2.231	
大分	1,166,338	2	2.034	
石川	1,154,008	2	2.012	
山形	1,123,891	2	1.960	
宮崎	1,104,069	2	1.925	
富山	1,066,328	2	1.860	
秋田	1,023,119	2	1.784	
香川	976,263	2	1.702	
和歌山	963,579	2	1.680	
山梨	834,930	2	1.456	
佐賀	832,832	2	1.452	
福井	786,740	2	1.372	
徳島	755,733	2	1.318	
高知	728,276	2	1.270	+2
島根	694,352	2	1.211	+2
鳥取	573,441	2	1.000	
合計	127,094,745	178		+32

奇数配当で各選挙区の定数を最低1名とし、全選挙区6年ごとに選挙をすることとして、較差3.08倍以下とする場合の試算（総人口）

選挙区	平成27年 国勢調査人口 (総人口) 確定値	配当議員数	最小選挙区 との較差	各回改選定数(例)	
				(A)	(B)
東京	13,515,271	12	2.863	12	
神奈川	9,126,214	8	2.900		8
大阪	8,839,469	8	2.809	8	
愛知	7,483,128	7	2.718		7
埼玉	7,266,534	7	2.639	7	
千葉	6,222,666	6	2.636		6
兵庫	5,534,800	6	2.345	6	
北海道	5,381,733	6	2.280		6
福岡	5,101,556	5	2.594		5
静岡	3,700,305	4	2.352		4
茨城	2,916,976	4	1.854	4	
広島	2,843,990	4	1.807		4
京都	2,610,353	4	1.659	4	
宮城	2,333,899	3	1.978		3
新潟	2,304,264	2	2.929	2	
長野	2,098,804	2	2.668		2
岐阜	2,031,903	2	2.583	2	
栃木	1,974,255	2	2.509		2
群馬	1,973,115	2	2.508	2	
岡山	1,921,525	2	2.442		2
福島	1,914,039	2	2.433	2	
三重	1,815,865	2	2.308		2
熊本	1,786,170	2	2.270	2	
鹿児島	1,648,177	2	2.095		2
沖縄	1,433,566	2	1.822	2	
滋賀	1,412,916	2	1.796		2
山口	1,404,729	2	1.786	2	
愛媛	1,385,262	2	1.761		2
長崎	1,377,187	2	1.750	2	
奈良	1,364,316	2	1.734		2
青森	1,308,265	2	1.663	2	
岩手	1,279,594	2	1.626		2
大分	1,166,338	2	1.482	2	
石川	1,154,008	2	1.467		2
山形	1,123,891	2	1.429	2	
宮崎	1,104,069	2	1.403		2
富山	1,066,328	2	1.355	2	
秋田	1,023,119	2	1.300		2
香川	976,263	2	1.241	2	
和歌山	963,579	2	1.225		2
山梨	834,930	2	1.061	2	
佐賀	832,832	2	1.059		2
福井	786,740	2	1.000	2	
徳島	755,733	1	1.921		1
高知	728,276	1	1.851	1	
島根	694,352	1	1.765		1
鳥取	573,441	1	1.458	1	
合計	127,094,745	146		73	73

(注) 各回改選定数の割振り方については、配当議員数の多い都道府県から機械的に交互に選挙を行うように割り振っており、最小較差の選挙区が福井県の場合である。

奇数配当で各選挙区の定数を最低1名とし、定数1の選挙区のみ6年ごとに選挙をすることとして、較差3.08倍以下とする場合の試算（総人口）

選挙区	平成27年 国勢調査人口 (総人口) 確定値	配当議員数	最小選挙区 との較差	各回改選定数(例)	
				(A)	(B)
東京	13,515,271	12	2.863	6	6
神奈川	9,126,214	8	2.900	4	4
大阪	8,839,469	8	2.809	4	4
愛知	7,483,128	7	2.718	4	3
埼玉	7,266,534	7	2.639	3	4
千葉	6,222,666	6	2.636	3	3
兵庫	5,534,800	6	2.345	3	3
北海道	5,381,733	6	2.280	3	3
福岡	5,101,556	5	2.594	3	2
静岡	3,700,305	4	2.352	2	2
茨城	2,916,976	4	1.854	2	2
広島	2,843,990	4	1.807	2	2
京都	2,610,353	4	1.659	2	2
宮城	2,333,899	3	1.978	1	2
新潟	2,304,264	2	2.929	1	1
長野	2,098,804	2	2.668	1	1
岐阜	2,031,903	2	2.583	1	1
栃木	1,974,255	2	2.509	1	1
群馬	1,973,115	2	2.508	1	1
岡山	1,921,525	2	2.442	1	1
福島	1,914,039	2	2.433	1	1
三重	1,815,865	2	2.308	1	1
熊本	1,786,170	2	2.270	1	1
鹿児島	1,648,177	2	2.095	1	1
沖縄	1,433,566	2	1.822	1	1
滋賀	1,412,916	2	1.796	1	1
山口	1,404,729	2	1.786	1	1
愛媛	1,385,262	2	1.761	1	1
長崎	1,377,187	2	1.750	1	1
奈良	1,364,316	2	1.734	1	1
青森	1,308,265	2	1.663	1	1
岩手	1,279,594	2	1.626	1	1
大分	1,166,338	2	1.482	1	1
石川	1,154,008	2	1.467	1	1
山形	1,123,891	2	1.429	1	1
宮崎	1,104,069	2	1.403	1	1
富山	1,066,328	2	1.355	1	1
秋田	1,023,119	2	1.300	1	1
香川	976,263	2	1.241	1	1
和歌山	963,579	2	1.225	1	1
山梨	834,930	2	1.061	1	1
佐賀	832,832	2	1.059	1	1
福井	786,740	2	1.000	1	1
徳島	755,733	1	1.921	1	0
高知	728,276	1	1.851	0	1
鳥取	694,352	1	1.765	1	0
島根	573,441	1	1.458	0	1
合計	127,094,745	146		73	73

(注) 各回改選定数の割振り方について、奇数区に該当する選挙区において、配当議員数の多い都道府県から機械的に交互に割り振っている。  
較差については、いわゆる表裏の選挙を合わせた定数により試算しているが、表の選挙、あるいは裏の選挙のみに着目した場合、較差がさらに広がることに留意する必要がある。